

## 1900年代前後の養蚕農民の経営構造分析

——埼玉県大里郡新会村正田家の場合——

高 梨 健 司

### はじめに

本稿は、1900年代前後における埼玉県大里郡新会村の正田家＝養蚕農民の生産＝経営構造の実証分析を課題とする。

明治初・中期における正田家の蚕糸業経営については、すでに別稿において明らかにしている。<sup>1)</sup>この時期には、小地主＝正田家は生産者の性格が強く、手作経営を中心に農業経営を行っていた。しかし、明治30年代後半には、手作地と貸付地の割合は接近し、寄生地主的側面が強まる。新会村においても、明治45年には小作地率が52％に達する。<sup>2)</sup>地主手作経営の縮小＝小作地率の増加は、新会村及び正田家の農業経営の主軸たる養蚕経営を左右する外部諸条件と密接に関連する。特に繭市場の製糸家への従属化が、1900年代前後の繭価低迷期として現れる。低繭価は、諸製糸家が繭問屋＝繭買入所を通じて、さらに繭価引下げ手段の行使によって生じていた。繭価低迷を主因とする地主手作経営の縮小期は、正田家が農業経営の多角化と蚕糸業経営の多様化を試みた激動の時期でもある。そこで本稿ではまず第1に、正田家の農業経営、就中主軸たる蚕糸業経営の動向について究明することにしたい。養蚕農家経営に関する史料は極めて少なく、特に産業革命期の日本製糸業を主導した「普通糸」製糸家＝長野県諏訪郡製糸家が繭活動を展開し、繭の買いたたきを行った地域における養蚕農家の生産＝経営構造の実証分析を行った研究は、管見の限り、殆ど皆無である。

従来の蚕糸業史研究に依れば、石井寛治氏は、器械製糸業の発展の根拠を等級賃金制に基づく苛酷な低賃金・長時間労働と繭価引下げによる養蚕農民からの利益搾出に求める。<sup>3)</sup>この石井説(＝後者)に対して、近年の蚕糸業史研究では、井川克彦氏が「製糸家全体と養蚕農家全体との関係の中期的趨勢について……言えることは、繭価の吊り上げを招く製糸家の購繭競争と、人為的な繭価の買い叩きが、いずれも止むことなく併存していたということであり、短期を越えて購繭競争排除の行動が奏功して人為的な繭の買い叩きが優勢であったとすることは……1890年代・1900年代についてさえ筆者にはできない」<sup>4)</sup>と主張し、また上山和雄氏は、「既に1890年代末には意図的な買い叩き策は不可能な事態になっていた」<sup>5)</sup>と述べている。いずれの論者もその論拠を第2次資料や統計或いは製糸家側の資料(・「手記」)に求めており、第1次資料＝養蚕農民の経営帳簿を用いて主張している訳ではないため、説得力に欠けるところがあるといえよう。即ち、繭の流通機構や農民＝養蚕経営の実態を等閑視した抽象的な理解に終始したり、製糸家の購繭競争を単年度の極く限られた事例によって示すにとどまる、という大きな欠陥を有する。正田家＝養蚕経営の実証的究明によって、上記争点を検証することができよう。併せて、繭問屋と在方糸繭商の取引内容、即ち取引品目や代金決済方法の違いなどについても追究することになろう。

第2に、正田家の蚕糸業経営の分析を通じて、中瀬村を中心に八基村、新会村の1千人を超える小作人による、明治39年に発生した「糸小作争議」<sup>6)</sup>の真相を明らかにすることである。

第3に、養蚕農民の横浜糸況等の情報入手ルートの検討である。糸価―繭価の動向を電信などを利用して情報入手する製糸家と養蚕農民との情報ギャップは、なかなか解消しなかったと言われているが、<sup>7)</sup>養蚕農民個人の横浜糸況その他の情報入手は、何も通信手段のみに限られる訳ではない。正田家では『農業雑誌』(月3回発行)によって、明治20年代末より各種の情報を手に入れることができたのである。

第1表 正田家の土地所有高（明治32，大正3年）

|       | 畑                | 宅地              | 合計               | 備 考                          |
|-------|------------------|-----------------|------------------|------------------------------|
| 明治32年 | 反 畝 歩<br>48.5.00 | 反 畝 歩<br>2.4.10 | 反 畝 歩<br>50.9.10 | 他に、雑種地 3反8畝21歩<br>荒地 2反9畝05歩 |
| 大正3年  |                  |                 | 28.5.16          | 雑種地、荒地を含む                    |

(注) (1)雑種地は原野，沼地である。

(2)空白は不明を意味する。

(3)明治32年は12月現在，大正3年は9月現在の各所有高である。

(資料) 「所有土地名寄帳」（正田国太郎家文書）より作成。

## 1. 正田家の土地所有の推移と貸付地経営

### (1) 正田家の土地所有

第1表は，正田家の明治32年と大正3年の土地所有高を地目別に示したものである。正田家は，明治30年代初頭において耕宅地5町歩余の所有規模で，新会村の上層農民（＝小地主）に属す。正田家は，明治24年10月に同家所有の7筆・畑8反7畝10歩を売却し，<sup>8)</sup>耕地（＝畑）所有を5町歩台から4町歩台に減少させたが，この売却耕地のうち3筆・畑4反1畝3歩を明治28年11月28日に売却価格（＝195円）と同額で買い戻している。<sup>9)</sup>明治32年に耕地（＝畑）所有を5町歩弱まで回復した原因は，主にこの買い戻しによる。そのほか明治27年10月6日に正田家は，字本郷352番，1等宅地3畝12歩（「堤内」）と同字353番，1等宅地2畝11歩（「堤内」）を「畑地ニ変換届出」る。明治20年代に較べ，正田家の宅地が減少したのはこのためである。また明治29年10月9日に村内の西田某（中農層）に字上中川原6等畑1畝22歩を売却した模様で，<sup>10)</sup>同日に「書記料」10銭を支出している。<sup>11)</sup>明治32年以後の正田家土地所有の変動については，『所有土地名寄帳』（正田家文書）に記載の字下中川原1,515番，23等畑6畝15歩，同字1,516番ノ2，23等畑4畝4歩を正田家当主・国太郎氏の実弟「正田甲子郎クレル」との記述が

あり、この点を裏付ける証左として明治33年11月26日に「甲子郎地所分<sup>(与)</sup>ニ付」、「印紙料六円」等「七円六十二銭 登記税」を支払っている<sup>12)</sup>ことから、明治33年に正田甲子郎氏の分家＝分筆に伴う畑2筆1反19歩の減少が生じたと看做することができる。明治34年12月6日には「地所買入ニ付登記料」1円11銭、「書記料、茶代」45銭を支出しており、<sup>13)</sup>この地所買入に該当するものとしては、『所有土地名寄帳』（正田家文書）に村内の「板橋栄吉ヨリ買受分」、「高橋伊八作」と記している字向川原畑5畝11歩（内荒地28歩）が考えられる。明治37年『畑方小作取立帳』（正田家文書）から、同年にこの畑4畝13歩（「外ニ荒地二拾八歩」）を契約小作料4円にて高橋伊八に貸付けていることが判明する。<sup>14)</sup>この字向川原畑地を正田家が明治33年から同36年までの間に買入れたことは確かである。このほかに地所買入に関しては、時期は明らかではないが原野2筆1反1畝12歩を町田某より「買受」けている。<sup>15)</sup>正田家はまた、同人に畑3畝22歩、原野5畝9歩を売却した可能性が高い。<sup>16)</sup>さらに正田家は、明治41年4月4日に石川某に字上中川原6等畑4畝3歩と同字6等畑1反1畝17歩を売却したようである。<sup>17)</sup>

如上明治20年代末に買い戻しにより数反歩の耕地増加をみるとはいえ、松方デフレ期より明治30年代初頭乃至明治末期までを鳥瞰すると、正田家の耕地所有は停滞乃至減少傾向にあったことは否めない。その後、正田家の土地所有高は、大正期初頭に至り2町8反5畝16歩へと、実に明治後半期に比較して半減する。正田家は、大正3年を境に上層農から中農へと下降する。この半減の原因は、利根川改修に伴う収用地として2町6反8畝14歩を手放したことによる。河川改修のために買収された正田家の土地（字上・下中川原、字向川原）の約6割が桑畑であり、その他は芝地、荒地、川原、半川原などであった。残存する土地面積に収用地面積を加えたとしても、正田家の土地所有は、明治末期から大正初年にかけて減少傾向が続いていたことになる。安政年間以来といわれた明治43年8月の台風襲来に伴う大洪水は、荒川流域と共に利根川沿岸地域に大きな水害をもたらし、氾濫面積は約18万町歩に及

び、総被害金額は直接被害で4,200万円に達したという。<sup>18)</sup> 当地においても空前の被害をこうむり、「特ニ四十三年ノ水害ハ無前ノ大水ニシテ流亡ノ家屋荒廃ノ田園夥シク利根川堤外ノ地ノ如キハ殆陥没シタリ」<sup>19)</sup>と述べている。国家の近代的河川改修方針の下で、この大洪水を契機として利根川改修が急速に進展することになったのである。明治45年3月に利根川沿岸14ヶ村によって結成された大里治水会が作成した『利根川改修に伴う土地買収請願書』末尾に記されている「被買収土地概算表」によると、新会村の被買収土地面積は約35町歩であった。<sup>20)</sup>

正田家の収用地代金（＝買収金）<sup>21)</sup>は、手放した耕地に替わる新規の耕地＝代替地の取得には向かわず、主に有価証券投資＝銀行株、電力株＝に振り向けられたようである。そのほか、正田家ではこの時期に時貸の拡大や家屋改築などを行う。正田家が取得した買収金総額は明らかではないが、正田家では大正2年9月に埼玉農工銀行株式10株を330円で購入し、<sup>22)</sup> 大正3、4年に利根発電株式会社株式10株を凡そ250円程で買い入れていた<sup>23)</sup>ことが判明する。正田家の有価証券投資が、地場産業の発展と地域住民の生活向上に寄与するという側面を持つと同時に、<sup>24)</sup> 正田家経済・農業経営が、大正期初頭に一大転換期を迎えていたことを示す。地主層の有価証券投資は、所得税政策を中心とする租税政策体系の確立と近代的信用制度の機構的確立に伴い、明治30年代以降急速に拡大するといわれているが、<sup>25)</sup> 正田家＝手作地主の場合、農業経営、即ち自作経営と小作地経営双方からの動向分析を踏まえた上で、金利生活者的な性格を強めることになった要因を明らかにする必要がある。

そこで次に、正田家の地主経営について講究することにしよう。

## (2) 正田家の貸付地

明治37年に正田家の小作人は19名であり、島村の田島某を除きすべて村内

の者である。<sup>26)</sup>小作人数は、明治16、19年と較べて6名、同23年と較べて5名、同24、25年と較べて3名それぞれ増加する。<sup>27)</sup>正田家小作人のうち、明治20年代前半からの小作継続者は19名中7名（同一小作地の継続者は5名）で、金納小作地では13名中5名、現物納小作地では6名中2名が夫々継続小作するにすぎない。正田家小作人は約3分の2が新規小作人であることから、必ずしも安定的な地主・小作関係を結んでいたとはいえず、明治30年代に入り小作人の増加に加えて移動が激しさを増した可能性がある。こうした現象は、零細耕作農民の困窮を反映していよう。正田家が、小作地の貸付け先をより階層上位に転賃したとすれば、地主経営の基盤強化を指向したことになる。

明治37年に正田家の貸付地は、2町2反5畝8歩（内訳：畑2町1反9畝23歩、宅地4畝17歩、荒地28歩）で、すべて村内にある。単独での宅地、荒地の貸付けはなく、畑と共に或いは畑に付随して貸付けが行われていた。正田家の貸付地は、明治16年当時に較べ、この間の21年間で面積にして1町歩余、比率にして2倍近くの増加をみる。

正田家が明治37年に小作人に貸付けた小作地を契約小作料形態によって区分すると、貨幣納（＝金納）小作地が1町4反2畝18歩（契約小作料156円36銭）、現物納小作地が8反2畝20歩（契約小作料＝大麦13石5斗1升1合、大豆5石9斗9升5合）である。新たな小作料形態として、「藪小作」が現れる。正田家は、同家小作人・野村某に「字下中川原1,617番」7等「畑1反1畝8歩」を「此入辻 上藪四匁五百四文目（「壹反ニ付上藪四匁ノ割）」の代金納＝「壹反ニ付金拾三円割」「此小作金拾四円六十四銭」にて貸付ける。<sup>28)</sup>同小作地は、明治25年には明戸村沼尻の大沢某に小作料6円にて貸付けられており、明治25～37年に契約小作料は、2.44倍の引上げとなる。同地がいつ金納小作から「藪小作」に変わったかは明らかでないが、小作人改廃を契機に「藪小作」を導入し、小作料引上げを図ったのであろうか。中瀬村では、明治30年頃に穀類金納等を全廃して「藪小作」としたといわれている。

正田家でも同時期と考えてよいであろう。明治39年に至り、中瀬村、八基村、新会村の「一千有余」の小作人に対して「地主派」が「繭小作」を廃止して「新小作」制度、即ち「糸小作」を設けたことから、「糸小作争議」が生じることになる。<sup>29)</sup>

金納小作地と現物納小作地双方を同時に借り受ける小作人は、存在しない。正田家小作人は、明治37年には金納小作地か物納小作地いずれか一方を借り受けていたことから、養蚕水田地帯とは異なり、畑作養蚕地帯では地主の貸付地経営が普通畑（或いは桑畑）を重点に置き、桑畑（或いは普通畑）をその補完とすることにより、高率小作料搾取を可能にするという関係はみられそうもない。<sup>30)</sup>

正田家の金納小作地の殆ど大部分は利根川沿岸にあり、河原桑園として利用されていたと判断できる。字名では字上中川原、字下中川原、字向川原であり、6等級以上の下畑・下々畑である。金納小作地のうち1筆・畑1反3畝24歩（字前久保）のみ、かつて現物納小作地であった畑5等級＝中畑である。普通畑の桑畑化（桑畑間作を含む）と看做してよいであろうか。小山川沿岸にある字前久保は、農作物のうち桑の作付割合が高いところであった。<sup>31)</sup>

明治25年から同37年の間に、正田家の畑貸付地面積は8反4畝25歩増加する。このうち金納（一桑畑）小作地が3反9畝13歩、現物納（一普通畑）小作地が4反7畝10歩それぞれ増加する。同期間に、現物納（一普通畑）小作地面積の増加が、金納（一桑畑）小作地面積の増加を上回る。その結果、前者に関しては、明治23年の世界恐慌の影響を脱し切れない翌24年初頭に小作契約を正田家と結び、自給的農作物の生産を目的とする普通畑小作地の借入れを増やすことになった明治24年水準に戻る。明治24年は、明治中期における正田家の貸付地のうち、普通畑小作地面積がピークを迎える年である。

契約小作料からみると、明治25～37年に現物納小作料が大麦・大豆共に2.1倍（大麦6石5斗3升3合→13石5斗1升1合、大豆2石8斗5升→5

石 9 斗 9 升 5 合)にとどまるのに対し、金納小作料は2.8倍(56円40銭→156円36銭)に達する。金納、現物納小作地面積の増加とは、逆の現象が生じていた。この差異は、両形態小作地の小作料の高低に起因しよう。正田家の金納小作地の契約小作料は、明治25年に反当り 5 円台を中心に、4～6 円台で全体の 8 割強を占めていたが、明治37年には反当り 8～11円台で全体の 8 割弱を占めるようになる。明治25年から同37年までの間に金納小作料は、反当り 2 倍前後の上昇がみられた。同期間に農民が負担する公租増加率は倍増している<sup>32)</sup>ことから、正田家は金納小作料の引き上げによって、貸付地にかかる租税負担の増加を小作人にそっくり転嫁していたことになる。

個別の小作地についてみると、正田家金納小作地の中で、明治25、37両年共に契約小作料が判明する小作人 6 名 = 6 ヶ所(字上・下中川原)のうち、小作人 5 名 = 5 ヶ所については、同期間に小作料が1.52倍から2.44倍まで 2 倍前後の引上げが行われたことが確かめられる。この 5 ヶ所のうち、両年共に同一小作地を正田家より借り受けている 2 名(村岡某、萩原某) = 2 ヶ所の契約小作料は、同期間に1.52倍(畑 6 畝歩・3 円30銭→5 円)、1.73倍(畑 2 筆 1 反19歩、宅地 2 畝13歩・7 円50銭→13円)である。両年の小作料が異なる残り 3 ヶ所の小作地に関しては、同期間に 2 倍(畑 2 筆 2 反 1 畝21歩・13円→26円)から2.44倍(畑 1 反 1 畝 8 歩・6 円→14円64銭)の間にある。同一小作地(一金納)の継続小作人は、その契約小作料が同期間に 2 倍に満たず、小作人が変動する小作地(一金納)においては小作料が 2 倍を超えていたことは、小作人の改廃に伴って小作料の引上げが行われた可能性がある。正田家金納小作地の中で、明治25、37両年共に契約小作料が判明する 6 ヶ所のうちの 1 ヶ所(= 1 名)は、同期間に小作料の引上げが行われず、同額(畑 5 畝 4 歩・5 円)である。この小作地の契約小作料は反当り10円弱であり、明治25年当時において正田家金納小作地の中で最高の小作料であった。同小作地の小作人は変動するが、高額小作料故に明治37年に至るも据え置かれていたものと思われる。

正田家の現物納小作地の契約小作料については、同期間に金納小作地ほどの開差はない。明治25～37年に小作料は最大1.2倍前後（反当り大麦1石3斗余，大豆6斗余→大麦1石5斗，大豆7斗5升）にとどまり，上畑（＝畑1等級）の現物納小作地（字川口）の場合，明治25，37両年の契約小作料は，反当り大麦1石8斗，大豆9斗で変化がない。現物納小作地，金納小作地共に「上等」小作地は，高額小作料故に契約小作料が据え置かれていたのであろう。但し，農産物（＝大麦・大豆）の価格上昇（明治25年大麦3斗＝1円，大豆2斗＝1円→明治37年大麦1斗7升＝1円，1斗6升＝1円）が生じていたため，現物小作料を貨幣換算すると，小作料は反当り2倍前後引き上げられていたことと同じになる。従って，現物小作料（反当り）がこの期間に同一若しくは微増であっても，金納小作料と変らぬほどの実質的な小作料引上げとなり，地主にとって不都合ではなかったといえよう。小作人の側では，地主に劣らず農業経営（普通畑）を有利に展開することができたであろう。

斯くして，契約小作料の引上げ率の高低が，金納・現物納小作地の増減を左右した要因の1つとみることができよう。即ち，金納小作料の引上げ率の高さが小作人をして金納小作地の借入れを手控えさせ，逆に小作料の引上げ率が低い現物納小作地の借入れを拡大させることになったのであろう。この現物納小作地では，大麦，大豆などの麦・雑穀類のほか，明治30年代に拡大する陸米或いは蔬菜類等の栽培も行っていたものと思われる。

なお，明治37年の正田家金納小作地の中には，小作地により「一反ニ付金十一円割」，「壹反ニ付金拾三円割」と小作帳に記している一方で，「明年ヨリ十三円割」，「(明年) 一反ニ付拾三円割ニスル 拾八円九拾六銭六厘ナル」という記入がみられる。明治32年の地価修正・地租増徴に続いて，明治37，38年に「非常特別税」が創設される。地主は，土地所有に基づく租税負担の増加を小作料の引上げによって，小作人に転嫁しようと図る。正田家においても明治38年にはさらに一部の金納小作地の契約小作料が引上げられ，高額小作料化が進む。

金納（一桑畑）小作地の小作料引上げが進展するに伴い小作人の養蚕経営は、「合理的」経営が要求されよう。その1つが、秋蚕飼育の積極的な導入であろう。明治34年から同42年までの間に新会村の桑園面積は、僅かに3町6反歩増えるにすぎないが、収穫高は増加する。養蚕業の外延的拡大は終焉を迎えつつある中で、養蚕業の内延的拡大が進行する。

明治30、40年代の新会村は、桑作＝養蚕業の停滞とその新展開及び「現物経済」回帰とその新展開を一つの特徴としていたといえよう。この点の具体的説明は、正田家農業経営の分析を通じて大略果たすることができるであろう。

明治32年の正田家耕地（＝畑）所有面積を使って、明治37年の同家耕地（＝畑）貸付割合を算出すると、正田家の小作地率は45.3%である。正田家の耕地所有面積に占める貸付耕地の割合（＝小作地率）は、明治16年に23.9%、同19年24.6%、同25年30.0%と次第に高くなるが、明治中期頃までは正田家は、生産者の性格が強いことが特徴であった。明治25年から同37年までの12年間に正田家の小作地率は、15%の上昇をみる。正田家では、明治30年代後半に貸付地面積の増加と貸付地割合の増大が生じ、手作経営と貸付地経営が略相半ばする農業経営に変ずる。明治37年の小作地率は、埼玉県田畑合せて44.2%（畑のみ35.7%）、大里郡田畑合せて39.3%（畑のみ36.9%）である<sup>33)</sup>ことから、県・郡勢を上回るほどに正田家は、この時期急速に寄生地主的性格を強めていた。新会村においても小作地率は、明治33年の20%から同45年の52%にまで拡大する。<sup>34)</sup>同年に自作農比率30.1%に対し、自小作農が37.4%、小作農が32.5%を占め、<sup>35)</sup>新会村農民の3分の2以上が地主に小作料を納入しなければならない状態にあった。新会村では、明治30、40年代に社会＝農村構造の変化が生じていた。

新会村において小作地率が増加した原因は、何に求められるであろうか。一般的には、農産物生産の変転、金肥利用の漸増、租税政策などが挙げられよう。新会村に限らず、貨幣・商品経済の浸透・発展と共に、大麦・粟・稗などの自給農産物や輸入代替品との対抗に由来する藍・菜種・棉などの原料

農産物の作付が停滞ないし減少する一方で、家計支出・農業生産支出は増加し、これに租税負担の増大などが加わり、農民経営は窮迫し、負債が嵩むようになる。小作地の借り受け拡大は、零細耕作農民にとってこうした状況を打開する方策の1つとして選ばざるを得なかったであろう。新会村零細耕作農民を追い詰めた諸要因について、あらましを述べることにしよう。まず、農業生産の隆替、即ち自給的農産物を代表する大麦・粟や原料農産物の代表である藍などの作付減少ないし停滞と桑畑や蔬菜類などの作付増加である。明治17年に新戒村のみで大麦、粟、藍の作付面積は夫々70町歩余、13町歩、30町歩あった<sup>36)</sup>が、新戒村、成塚村、高島村3ヶ村が合併してできた新会村<sup>37)</sup>では、明治33年に夫々112町5反歩、5町1反歩、54町1反歩、<sup>38)</sup>同42年に夫々70町2反3畝歩、1町6反7畝歩、15町歩<sup>39)</sup>へと明治末年にかけて急速に減少していく。藍畑面積は、桑畑面積の1割弱にすぎなくなる。藍葉生産に関しては、明治初年に新戒村24,000貫、成塚村14,921貫、高島村4,000貫を算出し、藍玉については新戒村では300駄を生産していた。<sup>40)</sup>明治26年には新会村農家の8割が藍の栽培を行い、<sup>41)</sup>県下に先駆けて明治24年に製藍伝習所を設置する。<sup>42)</sup>新会村は、県内における藍作主産地に属し、藍葉生産と共に藍玉製造をも行う藍業盛産地であったが、明治30年代に藍作は後退し、衰退過程に入る。正田家では、明治30年代に入り同家栽培の一番藍葉売却量はそれまでの200貫目台から100貫目台に減少し、前後して売却価額は1円に付藍葉1貫目台から2、3貫目台に低下する。<sup>43)</sup>正田家の藍葉生産は、明治30年代以降減少の一途を辿る。また明治17年に新戒村のみで桑畑面積は60町5反8畝28歩<sup>44)</sup>であったが、新会村で明治33年に155町6反歩、<sup>45)</sup>明治42年に159町1反5畝歩<sup>46)</sup>を堅持する。桑畑面積は、新会村耕地(=畑)の4割を占める。藍作の衰退とは対照的である。同様に蔬菜類の栽培面積は、明治17年には資料上現われないが、明治33年に52町3反歩、<sup>47)</sup>明治42年に77町2反3畝歩<sup>48)</sup>に増加する。新会村農民の農業経営は、桑作=養蚕業、蔬菜類などへの依存が増すことになる。藍作の衰退と共に、新会村の農業経営の主

軸となる養蚕業は、製糸家主導の繭価の下落・低迷によって打撃を受ける。この対応として、秋蚕飼育の展開や蔬菜栽培の拡大に向かうことになったのであろう。

次に、金肥（購入肥料）の利用が進むこと。農業生産力の向上は肥料の増投を条件とすることから、すでに明治17年に新会村では魚絞粕10,000斤（代金2,000円）、干鰯3,000斤（代金400円）を移入していた。<sup>49)</sup>正田家は、肥料代として明治28年7月に鰯粕4俵（代金10円80銭）、干鰯2俵（代金2円90銭）、腸樽3本（代金2円85銭）を購入し、<sup>50)</sup>明治32年7月には鰯上粕1俵〔=29貫700目〕（代金10円42銭1厘）、鰯粕1俵（代金5円25銭）、油粕5枚（代金4円60銭）を支出する。<sup>51)</sup>

第3に、農村の公租公課負担の激増である。農民の租税負担は、明治20年から同39年にかけて約3.15倍に増加しており、特に明治30年代に入ってから増加の一途を辿っていた。<sup>52)</sup>明治32年の地価修正・地租増徴、明治37、38年の「非常特別税」の創設による。それは、日清・日露両戦を通ずる国家財政の急膨化がもたらした現象である。この租税政策が地主資金を農業外へと誘導し、資本に転化することが強調されているが、地主手作経営の縮小と自家労働に依拠する窮迫零細耕作農民の借り受け小作地の増加が生じていたことは看過できない。

第4に、兼業機会の減少である。新会村では、明治33年に「商業戸数」が卸売商・小売商合せて170戸<sup>53)</sup>あったが、明治42年には121戸<sup>54)</sup>に減少し、大正4年にはさらに105戸<sup>55)</sup>にまで減少する。特に糸繭卸売商、蚕種小売商、藍玉卸・小売商、青物小売商、菓子小売商などの減少が顕著で、零細農民の家計圧縮が余儀なくされよう。

上述の如く、零細耕作農民は1900年代に困難を加えていたことから、小作地の借入れ拡大のほか、副業その他の雑収入を得る必要が増していた。地主の側においても、鉱工業の発展に伴う農業雇傭労働者の脱農流出と賃金上昇が生じ、地主手作経営＝養蚕業ほか耕種農業の縮小に向かう一要因となるの

である。農業労働者の欠乏が、「需要ニ対シテ供給常ニ不足ス」<sup>56)</sup>の状況を生むことになる。正田家では、明治23年に「養蚕女」給料は「壹ヶ月金三円之割」（労働期間5月1日～6月4日）<sup>57)</sup>であったが、明治41年には（女）「三十日間給料一金六円五十銭」（労働期間5月13日～6月10日）<sup>58)</sup>、さらに大正5年には（女）給料「一ヶ月拾円割」（労働期間5月2日～5月25日）<sup>59)</sup>に急増する。新会村における商業的農業の双壁であった蚕糸業と藍業は藍作の衰退に伴い、養蚕業への依存が高まる中で、後述する製糸家主導の繭価の下落・低迷と労賃高騰という挟撃を受けて、農業生産力発展の担い手であった地主手作経営が後退・縮小を余儀なくされる。1900年代における新会村の小作地率拡大は、上記諸要因に基づくものであろう。

農民経営は、農業内外の諸条件の規定を受けて複雑な変遷を辿る。農業生産力の主導的な担い手である手作地主であれば、なお一層のこと多様性をもつといえよう。商業的農業＝養蚕業を主軸とする新会村農民経営にあっては、養蚕経営に特に注視しながら検討する必要がある。そこで正田家を事例に、地主手作経営の実証分析を行うに際して、蚕糸業を中心にその生産＝経営構造の実態を究明することにしたい。この経営分析を通じて、先の「糸小作爭議」の真相が以下の行論において明確になるはずである。

## 2. 正田家の農業経営と蚕糸業生産の特質

第2表は、明治29年～大正4年までの正田家の各種生産物の販売収入動向を示したものである。<sup>60)</sup>明治後期以降の正田家の農業経営は、2つの時期に区分することができる。明治中期までの第1期、第2期に続く第3期は明治20年末から大正3年まで、第4期が大正4年以降である。第3、4期は、利根川改修用地として正田家所有地の一部を手放したことによる同家経営面積が半減した大正4年以後とそれ以前である。第4期の正田家農業経営については、史料的制約からここでは大正4年のみに限定される。このため、第4

第2表 正田家の生産物販売収入（明治29～大正4年）

|              | 繭類     | 桑葉     | 生糸類    | 絹織物   | 藍葉     | その他農産物 |
|--------------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
|              | 円 銭    | 円 銭    | 円 銭    | 円 銭   | 円 銭    | 円 銭    |
| 1896(明治29)年  | 5.20   |        | 145.00 | 62.87 | 127.28 | 45.21  |
| 97( // 30)   | 154.22 |        | 27.30  | 12.20 | 146.72 | 112.68 |
| 98( // 31)   | 61.35  | 40.00  | 27.70  | 37.90 | 81.88  | 60.33  |
| 99( // 32)   | 140.12 | 48.50  | 10.20  | 78.50 | 84.13  | 263.38 |
| 1900( // 33) | 214.56 | 40.00  |        | 94.15 | 84.83  | 117.41 |
| 01( // 34)   | 151.69 | 248.61 |        | 86.50 | 76.12  | 90.39  |
| 02( // 35)   | 164.10 | 150.50 |        | 35.25 | 43.56  | 104.45 |
| 03( // 36)   | 343.87 | 235.75 | 15.15  | 74.88 | 76.59  | 108.51 |
| 05( // 38)   | 180.85 | 69.50  | 20.55  | 47.83 | 35.44  | 45.36  |
| 13(大正2)      | 599.98 | 33.50  |        | 74.45 |        | 261.49 |
| 14( // 3)    | 606.32 | 31.05  |        |       |        | 124.63 |
| 15( // 4)    | 223.37 | 3.40   |        | 22.25 | 30.15  | 191.22 |

(注) (1)繭類は繭・屑繭・出殻繭、生糸類は生糸、屑糸、絹織物は生絹・太織・斜子、その他農産物は陸米・大麦・小麦・大豆・小豆・芋類・葱・大根・百合根・菜種・種苗等の各合計。

(2)銭未満四捨五入。明治38年のその他農産物代金一部欠如。

(資料) 明治29～36, 38, 大正4年『金銀出入覚帳』, 大正2年『金銀出入萬覚帳』, 『大正貳年萬覚帳 第壹月吉日』, 『明治二十三年 萬臺簿 第一月 日』, 『明治三十一年十一月九日 百合栽培買賣覚帳 大里郡新会村大字高島 正田氏』, 『明治参拾四年 養蚕日誌 第四月吉日 正田氏』(正田家文書)より作成。

期を独立項目にせず、第3期に連続して述べることにしたい。

以下この時期区分に従って、正田家の農業経営、就中蚕糸業生産＝経営の動向を詳細に検討することにしよう。

(1) 第3期：明治20年代末～大正3年まで（第4期：大正4年以降）。

第3期の正田家農業経営は、藍葉が後退し、<sup>61)</sup>養蚕業を主体として普通農産物の地位が上昇する。繭の生産を中心に桑葉、藍葉のほか、新たに百合根、蔬菜類、自給的農作物、絹織物（斜子、生絹、太織）などの生産拡大を行う多角的農業経営の時期である。同時に、正田家手作経営の根幹をなす養蚕経営に顕著な変化が生じる。即ち、春・秋（乃至夏）蚕2～3回の掃立恒常化と春期掃立規模の縮小及び春・夏秋蚕規模の平均化、産繭の乾繭処理などで

ある。明治末年に始まる利根川改修に伴って多くの耕地（＝収用地）を手放したために、大正初年に正田家の農業経営面積は半減することになる。その結果、正田家の農業経営は、大正期に入り藍業の消滅が加わり、養蚕業と普通農産物（特に蔬菜栽培）を両軸とする構造に収斂するようになる。こうした正田家蚕糸業経営の変化は、日本資本主義確立期の製糸業を主導した輸出器械製糸業への購繭対応と従属化の反映である。日本資本主義の形成＝確立にとって不可欠の外貨獲得産業＝輸出産業として育成＝再編成された日本製糸業は、日本資本主義確立期に急激に発展し、原料確保のため大挙して県外進出した長野県諏訪郡を中心とする大規模製糸経営は、流通過程を通じて養蚕農民の収奪を顕在化＝積極化するのであった。

日清戦後の明治20年代末より同30年代にかけて、正田家では農業経営の改善に向けて各種の試みが意欲的・集中的に行われている。

第1に、博覧会・共進会等への出品である。正田家ではすでに明治26年第7回府県連合共進会（開催地・栃木県宇都宮町）に大麦「ゴールデンメロン」の出品を開始している。この大麦品種は耕地5反歩に作付けし、19石5斗を収穫して23円40銭の収益を得ていた。<sup>62)</sup>次いで明治28年第4回内国勸業博覧会（開催地・京都市）に3品を出品し、3月19日に「出品掛り四八銭六厘」<sup>63)</sup>を支出する。出品物は、大麦（ゴールデンメロン）、大豆（白裸）、粟である。<sup>64)</sup>明治28年「金銭出入覚帳」（正田家文書）には、明治29年2月4日「賞状祝へ宴会掛り」として57銭8厘の支払いが記載されており、出品物の入賞が窺われる。大麦等の自給作物の改良・改善に熱心に取り組むのは、新会村において正田家だけではなく、多数の村民も同様であった。<sup>65)</sup>正田家は、さらに明治31年2月17日に松山町（比企郡）において開催の品評会宛に送った「出品物郵便料七銭」<sup>66)</sup>の記述があるほか、翌々年の明治33年1月27日に「大麦褒状賞金一円役場ヨリ入」<sup>67)</sup>と記載され、前年に共進会・品評会に大麦を出品したことが明らかである。正田家は日清戦後に頻繁に農産物を出品し、第4回内国勸業博覧会に続いて入賞する。この受賞は、正田家

の篤農家としての手腕が高く評価された証である。さらに正田家は明治33年には大里郡第1回重要物産共進会に出品し、同年3月29日に「出品費用一二銭」<sup>68)</sup>を支出する。出品内容は不詳であるが、これまでの出品物からして大麦等の普通農産物と思われる。

第2に、『農業雑誌』の定期購読である。正田家は、明治28年10月より毎月『農業雑誌』<sup>69)</sup>(代価16銭5厘一月3回発行一郵税込み)を同32年5月分まで継続して購読する。明治32年7月6日には『農蚕携要便覧』(代価80銭)を購入し、その後明治36年9月に『実験農業書』1巻(代価98銭)を入手する。大正期に入ると、月刊雑誌『農事新報』(農事新報社)を購読する。明治28年の『農業雑誌』には農家耕種組織の改善、農家疲弊の現況・原因、農業改良奨励方法等についての記述がみられる。明治20年代末の糸況不振期＝繭価下落を契機に、養蚕農民＝正田家が農業経営全般の見直しをはかる一助に資するため購読を始めたことは十分に考えられる。また同誌には「横浜港輸出品商況」と題し、「生糸」相場を掲示するほか「各地蚕況」、「内国製糸業」、「生糸商況」、「欧州蚕糸景況」、「世界絹糸産額」等を詳細に記述しており、『農業雑誌』購読者として養蚕農民＝正田家は、蚕糸業に関する各種の情報を入手する機会を持ち得たのである。<sup>70)</sup>

第3に、生糸製造の増加と夏蚕の再導入及び秋蚕掃立の定着・拡大である。正田家において、明治13年以降生糸製造・売却は同年の3貫目を超えることはなく最大1貫目余にとどまったが、明治29年には9月28日に3貫725文目(代金145円)を売却する。糸価は、松方デフレ期を含め1貫目当り20円台後半から30円台前半を上下しつつ、明治29年に松方デフレ期以降最高の糸価(1貫目当り40円弱)を記録する。明治29年は、輸出糸価の低落と「気候不順繭糸不作」のため、「生繭ノ価格沸昂シテ生糸貿易場裡ニ不権衡ノ相場ヲ現ハシ」た「生糸業者ノ多難」<sup>71)</sup>の年であった。同年「地方の繭相場は高値なるを以て、埼玉県深谷に出張中の諏訪郡製糸家は、協議の上いったん決定してあった開業日6月10日を7月1日に延期している。<sup>72)</sup>開業日延期に

よる繭価引下げの効果は、相当あったことがつたえられている。正田家では、6月16日に「渋沢茂一郎へ春蚕種代」3円と「繭ぬき手間代」1円を支払っており、<sup>73)</sup>産繭販売の用意がすでに整っていたにもかかわらず、この年の6月10日から7月1日への開業日延期は、正田家にとって産繭処分の方法をめぐって、低繭価＝価格以下での繭販売を甘受するか、産繭加工＝生糸製造に活路を見いだすかに決断を迫られたであろう。正田家が生糸を売却した9月下旬は、「九月十五日ヨリ十月三四日迄ノ間茲ニ二百五十弗余ノ大騰貴ヲ告ケタル事トテ目覚マシク活発ノ商況ヲ此間演出セシメタ」<sup>74)</sup>時期であった。明治29年を通してみると、生糸輸出高391万余斤は前年比33%減、生糸輸出額2,883万円余は前年比40%減であり、百斤当り平均生糸単価も前年の823円85銭余から735円66銭へ11%の減少をみる。<sup>75)</sup>糸況不振の年にあつて正田家の生糸高値売却は、偶然の賜物であつたといえよう。正田家は、明治20年代末に製糸家の開業日の延期等による繭価引下げに対抗して産繭での売却を止め、生糸製造に切り替えるという是迄にはみられない蚕糸業経営の転換を図つたのである。但し、この大転換は、結局のところこの年限りのことであつた。翌30年には前年に引き続き製糸製造を目指し、春蚕生繭を乾繭とするものの、糸況不振が続く中で生糸製造＝販売による危険を予感したためか、春蚕繭の大部分を一転して乾繭売却に変更する。この点に関しては後述。正田家は、明治29年に偶々高糸価にて売り抜けたものの、依然として不安定な「投機」相場に身を委ねなければならないことになりなかつたのである。

こうした明治20年代末の正田家にみられる養蚕農民の生産対応（加工処理）＝経営行動の背景には、長野県特に諏訪郡製糸家を中心とした繭流通機構の掌握と繭価引下げ手段の行使による繭相場の下降操作の存在を見逃すことができない。製糸家は、繭問屋を傘下に収め繭商人独自の活動を抑える一方で、製糸家相互の競争を排除するためにさまざまな形の協定を結んでいた。そのために用いた主な方策として共同購繭、開業日協定、同盟罷買をあげることができる。<sup>76)</sup>諸製糸家の繭価引下げ手段の行使によって、養蚕農民は価

値以下での産繭販売を余儀なくされ、養蚕業の停滞・衰退を招くことになる。埼玉県先進養蚕地域の産繭品質は年々粗悪化し、明治32年には同20年頃に比べ糸量2割1分強、同26年頃に比べても1割7分強の減少になったという。<sup>77)</sup>繭価引下げ手段の行使、換言すれば製糸資本家による養蚕農民の収奪強化は、桑樹の植え替えや桑園への施肥が等閑にされた結果、桑園の荒廃と生産力の低下を引き起こすことにもなったのである。養蚕農民は、組合製糸<sup>78)</sup>や養蚕組合<sup>79)</sup>の結成・加入のほか、自給的農作物の生産増加を図ったり、他の換金作物の開発・育成などの模索・試行をする。日清戦後の正田家農業経営の変化は、こうした脈絡の中で捉える必要があろう。

正田家の夏蚕種の掃立については、すでに製種経営当時の明治9年に夏蚕種1枚（代金50銭）を購入しており、その後約20年間の空白期を経て、明治28年に至り夏蚕を再導入し、夏蚕種2枚（代金40銭）を買入れる。また同年に秋蚕種4枚（代金6円）を購入しており、正田家ではこの年に夏秋蚕飼育の拡大と分散飼育＝掃立回数の増加をはかる。明治28年の埼玉県産繭総量171,673石のうち、夏蚕繭は4,021石、全体の僅か2.3%である。埼玉県の夏蚕飼育は、「普通農事との関係上遂に大なる発展を見ることを得ず」<sup>80)</sup>、停滞・縮小傾向をたどる。これに対して、埼玉県の秋蚕飼育は、「長野県に於ける秋蚕二化性種製造の盛大に赴くと共に之が供給を受け、次第に発展の気運に向へり」<sup>81)</sup>明治20年代後半より増大し、夏蚕との差が拡大してゆく。

「然るに該蚕種も亦粗悪なるもの多かりし為、結果良好ならざりし」<sup>82)</sup>状況であった。明治40年頃よりは、秋蚕種の品質改良され、優良蚕種が供給されるようになったという。明治29年に正田家は、「信州蚕種屋」から買入れた秋蚕種「風穴拾枚」を飼育する。<sup>83)</sup>その他に同年8月には本庄町の荻野屋より秋蚕種（四化性）3枚を購入しており、合せて秋蚕種13枚にのぼる。この秋蚕掃立規模は明治10年代中頃のそれに匹敵し、松方デフレ期以後の第2期に較べ倍増していよう。松方デフレ期と事情を異にする低繭価相場を春蚕同様の飼育規模に拡大して、補う方針をとったものと思われる。明治29年に

正田家の秋蚕繭及び秋蚕糸の販売は記録になく、僅かに屑繭・ホクソの売却以外はすべて絹織物、即ち斜子2疋、生絹4疋、太織5疋の製造＝販売に切り替える。明治29年は、正田家蚕糸業経営が生糸、絹織物製造に特化する異例の年であった。正田家では、明治29年7月6日に出殻繭「2ノ5百目」

(代金2円40銭)を売渡していることから、前後年に較べ多量の春蚕種を自家製造した模様である。<sup>84)</sup>同年11月3日に翌年用春蚕種5枚(代金5円)を購入しており、明治30年には正田家手作種と合せて10数枚の養蚕掃立数量<sup>85)</sup>にのぼることになるにもかかわらず、同年春蚕上繭(生繭)の販売はなく、10月に処分した乾繭<sup>86)</sup>と思われる品以外は僅かに生糸650目、斜子・太織各1疋等<sup>87)</sup>を売却するにとどまる。この乾繭を除くと、数十貫の春蚕産繭量に対し、10貫前後の繭使用・処分にすぎない。春蚕繭相場の低さから、生繭を乾繭に変え、高値を見計らって売り払おうとするものの、引き続く繭相場の不振から早急に処分できず、一部を製糸・製織し、乾繭の大部分を同年10月下旬に至り、漸く売渡したものと考えられる。正田家ではこれまでの繭の売却はおろか、生糸の売却でさえも10月下旬にずれ込むことはなく、些か手放す時期を逸したのではないだろうか。繭の売却遅延原因は、取りも直さず糸況＝繭相場の不振、即ち低繭価に由来しよう。春蚕上簇後、繭の売却日まで4カ月半経過していることから、この繭は貯蔵に耐えうる本乾燥を施した乾繭と看做してよいであろう。本乾繭は生繭の3分の1位の軽さになるといわれており、<sup>88)</sup>正田家が10月下旬に売却した乾繭16貫70目(代金131円50銭)は、生繭大凡48貫目程に相当しよう。この単価は、生繭(換算)1貫目当たり2円73銭余になる。正田家の春蚕上繭(生繭)の単価は明治20、30年代に1貫目当たり殆ど3円台であることから、この乾繭取引による不利益は免れなかったであろう。乾繭処理をしたにもかかわらず、高値販売の機会に恵まれず、低繭価にて売却を余儀なくされたのである。

第4に、組合製糸＝利陽社の設立である。明治35年7月に中瀬村に「有限責任繭糸製産販売組合」利陽社<sup>89)</sup>が創設される。同社は、明治38年に資本

金総額2,095円（払込済額780円）、組合員219名（出資口数419口、1口5円）を擁する。<sup>90)</sup>利陽社の具体的な経営活動や解散時期については定かでないが、同社が3馬力の蒸気機関一基を有し、「使役人員」33名（このうち「職工」31名、「日傭人夫」2名）を雇傭するほか、「一年間執業日数」204日、「一日間就業時間」12時間であったことが判明する以外は、今のところ明らかではない。正田家は、明治35年7月14日に「中瀬村・利陽社株金一回」<sup>91)</sup>4円を支払い、利陽社創設に参画する。次いで明治38年7月に「中瀬村利陽社株金」<sup>92)</sup>2円を払い込む。正田家の利陽社株金支払いは、これ以後みられない。かくして、正田家は利陽社組合員となるが、同家史料に利陽社共同販売による生糸収入の記述がみられないことや繭商人への産繭売却量が従来同様若しくはそれ以上であることなどから、正田家の利陽社＝組合製糸活動は十分なものでなかったのではないかとと思われる。利陽社に関しては、明治39年以降の『埼玉県統計書』に掲載がなく、同年をもって解散した可能性が高い。明治38年12月末日現在で利陽社は、前述の如く資本金払込済額が資本金総額の半分以下であり、積立金もないという資本＝資金力の不足に加え、同時期には後述のように碓氷社藤沢組・大寄組の設立のほか、諏訪製糸資本を中心とする県外資本が大挙して製糸工場を建設するなど独立系小組合製糸＝利陽社が存続するには厳しい状況下におかれていたといえよう。<sup>93)</sup>利陽社の活動は創立間も無く頓挫することになるとはいえ、組合製糸の精神はその後養蚕組合、産業組合、共栄製糸株式会社などに引き継がれていくことになる。明治44年八基村他3ヶ村による養蚕組合の組織、大正5年西武蚕業改良組合（大正10年産業組合法により有限責任蚕糸信用販売利用組合西武社に改組）の結成である。後者は八基村の渋沢治太郎<sup>94)</sup>が中心となって中瀬村の貴族院議員・斉藤安雄、深谷町の製糸家・両角市次郎（富国館）、林国蔵（開国館）を動かし、組合指定蚕種の配布と正量取引を実施した。<sup>95)</sup>西武社は、後年共栄蚕糸生産組合、更に共栄製糸株式会社設立へと発展をみる。

利陽社以外に、村内の養蚕農民による組合製糸の結成・加入について言及しておこう。新会村の河田伊平は、明治34年に創業間も無い碓氷社藤沢組に加入し、さらに「附近数村ヲ区域トシテ新ニ揚返所ノ設置ヲ企図シ」、翌35年に碓氷社大寄組を設立して、副組長となる。<sup>96)</sup>碓氷社藤沢組については、産業組合法に拠り明治43年3月に有限責任信用販売組合碓氷社藤沢組設立の許可申請を行った際の組合区域が、大里郡藤沢村のほか武川村、花園村、本畠村、三尻村、深谷町、幡羅村、明戸村、大寄村、新会村、中瀬村、岡部村、本郷村各町村であった<sup>97)</sup>ことから、新会村及び周辺の養蚕農民は、利陽社以外に碓氷社藤沢組・大寄組などに加入する機会があったことになる。

第5に、自給農産物の生産増加と換金農作物の開拓である。明治30年代に入り、正田家は従来の大麦・小麦・大豆・小豆に加えて、自家消費を越える糯米（＝陸稻）や葱、大和芋＝仏掌芋、大根等の蔬菜類の生産と百合根の栽培が盛んになる。明治32年に換金農作物＝百合根・蔬菜類の売却代金のうち、百合根が134円10銭、葱が67円16銭にのぼり、翌33年には芋類で45円91銭の収入を得る。その後、蔬菜類・百合根共に収入は大きく落ち込むが、大正期に入り、蔬菜類の栽培が安定・拡大する。

#### ① 繭

正田家の養蚕経営の分析に先立ち、明治30年代に入り養蚕業と繭価決定に大きな影響を及ぼすことになる製糸家の動向について述べておこう。

1900年前後の糸況不振期に負債が累積し、多くの小規模製糸場が壊滅する<sup>98)</sup>中で、就中長野県諏訪郡製糸家は20世紀初頭に県外に盛んに進出し、中でも埼玉県の大宮、深谷、熊谷、本庄など中仙道沿いに我が国屈指の大製糸工場地帯を形成するようになる。<sup>99)</sup>林国蔵による開国館、両角市次郎の富国館、林勇蔵の△林組工場（以上深谷町）、林清吉の大星館、横浜小野組の橘館、横浜若尾組の若尾製糸所（以上本庄町）、尾沢琢郎の㊦製糸場、尾沢福二郎の㊧製糸所（以上熊谷町）、小口組の大宮館、片倉組の大宮製糸所（以上大宮町）、茂木組の日新館（北足立郡小谷村）、片倉幾太郎の神保館

(児玉郡神保原村)、横浜渡瀬組の原渡瀬製糸所(児玉郡若泉村)などの信州製糸資本を中心にした県外資本の埼玉県への進出によって設置された製糸場は、明治39年までに13工場にのぼる。翌年には片倉組石原製糸所(熊谷町)の設立をみる。この県外資本の製糸工場の生産規模は大きく、原料消費・生産量の両面においても埼玉県在来の地元製糸資本による製糸工場を圧倒していた。後者の製糸工場の規模は極めて小さく、最大でも石川幾太郎の石川製糸所(入間郡豊岡町)の200釜(職工205人)の水準にとどまる。前者の製糸工場の規模の上位層は、富国館680釜、開国館600釜、△林組工場490釜、大宮館406釜などすべて信州製糸資本によって占められ、在来の地元資本の製糸工場に較べ隔絶した大きさを示す。明治39年において、県外資本の13製糸工場の消費繭量は、56,141石である。この原料消費量は同年の埼玉県産繭量の31.1%に相当し、県内において主要養蚕地帯を形成する大里・児玉2郡の産繭量合計57,396石に匹敵するほどの高さであった。

20世紀初頭に埼玉県に諏訪製糸資本を中心とする県外資本が製糸工場を設立するに先立ち、埼玉県は県外製糸資本によって早くから購繭活動の対象地となっていた。諏訪地方を中心とする製糸業の発展によって既に19世紀末に長野県は、全国一の器械製糸業県を形成していたが、早くより原料繭不足を来たしていたのである。諏訪製糸業の原料繭購入範囲は、1880年代には県域を越えて山梨県にまで拡大され、1890年代には安価で良質の繭を購入しうる埼玉県方面へと拡大する。上武地方の産繭購入は明治18年から開明社社長組により始まり、<sup>100)</sup>翌年には同社他組及び改良社、矢島組等が続き、明治20年代には上武地方の産繭地は、諏訪郡製糸家の「活躍舞台」となる。諏訪郡製糸家の購繭範囲は年毎に南下し、明治20年代半ばには深谷・熊谷・大宮等が購繭中心地であった。<sup>101)</sup>竜上館丸一組は、明治24年に深谷から購入繭総額(18,939円)の7.1%を購入するに過ぎなかったが、明治20年代後半に深谷を拠点として関東諸県へ購繭範囲の拡大を押し進める。同組は、明治36年には購入繭全体(225,765円)の56.7%を関東から仕入れていた。<sup>102)</sup>竜上館は、

開明社と並んで諏訪郡製糸結社の双壁をなす。諏訪郡製糸家以外にも既に富岡製糸場や前橋の製糸家、例えば交水社所属の製糸家或いは巨大生糸商江原家（天原社）等が、埼玉県において盛んに購繭活動を行っていた。<sup>103)</sup>明治30年頃に本庄・熊谷・深谷・鴻巣は、埼玉県繭取引の4大市場と称されるまでになる。埼玉県各郡にはこの4大集散地のほかに少なくとも2、3の生繭市場があったが、何れも本庄・熊谷・深谷・鴻巣の4大繭集散地の中継市場にすぎなかった。4大繭集散地に開設の繭買入所数は、本庄に23以上（明治30年）、深谷に30以上（明治30年）、熊谷に18、9（明治32年）、鴻巣に12（明治30年）あり、<sup>104)</sup>大抵の場合は集散地の繭問屋が長野県製糸家を中心とする諸製糸家の買入所となっていた。<sup>105)</sup>

明治30年代における正田家の蚕種掃立規模に関しては、同家の『養蚕日誌』によって明治34、37両年について明らかにすることができる。

明治34年の正田家の掃立蚕種（春蚕）は、正田家手作種（7分付）8枚、荒木八郎次種（7分付）5枚、町田惣五郎種（7分付）1枚、合せて14枚である。<sup>106)</sup>同年の新会村養蚕農家一戸当り平均掃立高（春蚕）は、4枚強であった。正田家の掃立蚕品種については不詳であるが、明治28年第4回内国勸業博覧会（開催地・京都市）に新会村から出品した蚕種・繭は銀白、赤質（赤引）、白玉、純白、白綾であった。<sup>107)</sup>荒木八郎次は「県内の主な種屋」<sup>108)</sup>であり、慶応3年より明治13年まで輸出蚕種1千枚内外を製造し、熊谷県蚕種製造組合「利根川東組」第11番組世話役、刀水蚕種業組合評議員・総代人、埼玉県蚕種検査員、大里郡蚕種同業組合副部長・評議員などを務めた村内の有力製種家である。<sup>109)</sup>また明治20年10月に共進会出品のために提出した『繭申告書』の「養蚕方法、沿革及出品主履歴」の中で、荒木八郎次は「明治一四年迄清涼育ナルヲ一五年より折衷育ニ転ス則近村不熟練之者へ順回シテ飼育法授ク」とあり、養蚕巡回教師として周辺農村の養蚕農民に養蚕技術の改善指導にあたっていた。また荒木八郎次は、明治44年に原富岡製糸所より優良繭を産出した養蚕家として表彰される。町田惣五郎は、

「蚕種本場」として盛況を極めた群馬県佐波郡島村の「蚕種製造者」である。<sup>110)</sup>正田家は、従前同様手作種を用いており、正田家手作種は明治34年に同家掃立蚕種の半分以上を占めていた。明治37年には正田家手作種は同家掃立蚕種から消失し、優良蚕種の購入に全面転換する。

明治37年の正田家掃立蚕種（春蚕）は、村内の荒木八郎次種7枚と荒木彦太郎種5枚、島村の橋本新八種3枚、合せて15枚である。<sup>111)</sup>荒木八郎次製造蚕種の使用は、正田家史料上判明する限り、明治34年以降同37年まで毎年継続する。荒木八郎次は、養蚕改良結社・拓業会社の発起人・社員である。荒木彦太郎は、荒木重平開設の養蚕伝習所・豊玉館の「教示員」であった。両名共養蚕・製種技術に長じた「種屋」である。

明治30年代に入り正田家の春蚕掃立規模は、明治20年代前半と同規模ではあっても収繭量は低下し、「豊美にして優良なる繭」とはいえなくなっていたであろう。すなわち、養蚕経済の中で最も重要な部分を占める桑代と人夫賃を節約するために厚飼が流行するようになり、その結果繭質悪化と繭巢の小型化を招くようになったと盛んに喧伝されていたのである。<sup>112)</sup>厚飼は、「労力的粗放（経済的集約）なる養蚕法」、「一定面積に多数の蚕を収容する方法」と呼ばれる。<sup>113)</sup>中瀬村において「繭質の年々下劣に趣」き、明治38年には生繭1貫目に付最優等の繭は生糸130目、最劣等の繭は生糸60目という大懸隔を顕し、その価格を評定すれば「最劣品は最優品の殆ど三分の一」を得るにすぎなかったという。<sup>114)</sup>こうした状況を齎した原因については、夏秋蚕の盛行による桑葉の濫採以上に、<sup>115)</sup>即述の諸製糸家による繭価引下げ手段の行使による収奪強化を規定要因として挙げることができよう。換言すれば、「繭質の良否と価格の高低が相伴はぬ取引方法」<sup>116)</sup>が、養蚕農民の自衛手段として厚飼の「流行」を促進したといえよう。この点は、以下の行論の中で明らかにしていきたい。

前述した明治29年以降、正田家の秋蚕種購入は、明治31年に正田兵八郎等により10枚（代金4円80銭）、<sup>117)</sup>同34年に信州本原村（現・小県郡真田町）

第3表 正田家製造の上繭販売高（明治30～大正4年）

|              | 春 蚕 繭      |                          |               |             | 夏 秋 蚕 繭                      |                  |                 |              | 合 計           |               | 主要販売先                                         | 備 考                            |
|--------------|------------|--------------------------|---------------|-------------|------------------------------|------------------|-----------------|--------------|---------------|---------------|-----------------------------------------------|--------------------------------|
|              | 販売日        | 数量                       | 金額            | 単価          | 販売日                          | 数量               | 金額              | 単価           | 数量            | 金額            |                                               |                                |
| 1897(明治30)年  | 10/21      | 買目<br>16,070<br>(48,210) | 円 銭<br>131.50 | 円 銭<br>2.74 | 9/13                         | 買目<br>8,000      | 円 銭<br>16.70    | 円 銭<br>2.09  | 買目<br>56,210  | 円 銭<br>148.21 | (2名) 荒木勘助(村内)<br>金田梅吉(深谷町)～借州竜上館出張所           | 春蚕乾繭                           |
| 98( // 31)   | 7/17       | 19,000<br>(23,750)       | 61.00         | 2.57        | —                            | —                | —               | —            | 23,750        | 61.00         | (1名)歌代仙太郎(深谷町)                                | 春蚕乾繭                           |
| 99( // 32)   | 6/14       | 32,000                   | 106.65        | 3.33        | 8/23<br>26                   | 9,000            | 33.00           | 3.67         | 41,000        | 139.65        | (1名)萩原捨五郎(村内)                                 | 春蚕生繭                           |
| 1900( // 33) | 7/4        | 48匁5分<br>(59,186)        | 187.50        | 3.17        | 9/6                          | 10,500           | 26.76           | 2.55         | 69,686        | 214.26        | (1名)萩原捨五郎(村内)                                 | 春蚕乾繭,6月27日繭18<br>買目を村内より購入     |
| 01( // 34)   | 6/15       | 19,000                   | 65.89         | 3.47        | 9/1,4                        | 23,900           | 68.00<br>+α     | 3.40         | 42,900        | 133.89<br>+α  | (2名) 碓氷社(深谷町)<br>飯島忠太郎(村内)                    | 春蚕生繭,秋蚕繭のうち,<br>3買900目の代金不詳    |
| 02( // 35)   | 7/26       | 30盃<br>( ? )             | 153.00        | ?           | 9/□                          | 3,650            | 11.10           | 3.04         | 30盃と<br>3,650 | 164.10        | (3名)清水金太郎・池上市三郎(本庄町)<br>児玉郎本庄町三ツ星代            | 春蚕乾繭,6/28繭7買目買入,<br>児玉郎本庄町三ツ星代 |
| 03( // 36)   | 7/22       | 53,000<br>(66,250)       | 206.00        | 3.11        | 9/1,3,4                      | 30,280           | 125.90          | 4.16         | 96,530        | 331.90        | (4名) 田島賢敬(深谷町),歌代仙太郎<br>(深谷町), 萩原捨五郎(村内)      | 春蚕乾繭,田島の世話人<br>・尾高と福島(八基村)     |
| 05( // 38)   | 6/19       | 20,000                   | 71.00         | 3.55        | 7/27<br>9/5,7                | 22,000<br>10,900 | 51.00<br>49.00  | 2.32<br>4.50 | 52,900        | 171.00        | (5名) 田島新吉(深谷町),田島榮吉(深谷町),<br>梅沢和三郎・村岡水四郎(村内カ) | 春蚕生繭<br>夏秋蚕                    |
| 13(大正2)      | 6/14,15,19 | 96,920                   | 409.44        | 4.22        | (8/21,23,<br>9/2,<br>9/24,30 | 29,200<br>16,910 | 121.50<br>69.04 | 4.16<br>4.08 | 143,030       | 599.98        | (15名) 富岡製糸所,岡野盛弥(明戸村)<br>梅沢直次郎・金子利平(村内)       | 春蚕生繭<br>秋蚕2回掃立                 |
| 14( // 3)    | 6/8,9      | 92,730                   | 463.65        | 5.00        | 8/16                         | 43,850           | 132.55          | 3.02         | 136,580       | 596.20        | (2名) 大里製糸場・梅沢啓太郎(明戸<br>村), 岡野盛弥(明戸村)          | 春蚕生繭                           |
| 15( // 4)    | 6/18       | 40,800                   | 126.40        | 3.10        | 7/26<br>8/15                 | 8,750<br>22,550  | 29.32<br>67.65  | 3.35<br>3.00 | 72,100        | 223.37        | (2名)岡野盛弥(明戸村),米彦(中瀬村)                         | 春蚕生繭<br>夏秋蚕                    |

(注) (1) ( ) 内の数値は, 乾繭を生繭換算した数量。明治30年は本乾繭, それ以外は殺蛹繭。

(2)春蚕繭単価は, 生繭単価乃至生繭換算単価。夏秋蚕繭は生繭販売。

(3)明治33年の春蚕乾繭の生繭換算は, 同年史料中の「尅斗箱=付相場金三円九十六銭」より逆算。

(4)主要販売先の( ) 内の人数は, 販売先総数。

(5)繭1石=10買換算。銭未満四捨五入。

(資料) 明治30～36, 38年「金銀出入覚帳」, 「大正貳年 萬覚帳 第壹月吉日」(正田家文書)より作成。

の横沢風五郎より本歩7枚（代金7円）及び村内の持田亀十郎より2枚（代金2円80銭）合せて9枚<sup>118)</sup>と続く。明治29年以降30年代を通じて秋蚕種10枚前後を購入し、四化性蚕種については本庄町・荻野屋より明治29、32年の2ヶ年にわたり、買入れていたこと<sup>119)</sup>が判明する。

第3表は、正田家製造の上繭販売高を示したものである。

かつて正田家では、明治21年に春蚕掃立14枚で「繭出来高」170貫目を産出したが、明治34年においては春蚕14枚（7分付）、秋蚕9枚（購入蚕種）の掃立にもかかわらず、正田家の産繭量は年間70貫目前後にすぎない。<sup>120)</sup>明治22年の産繭量（春蚕124貫300目）と比較しても大差が生じている。明治34年は、「春蚕不順之為平均六分作」、「秋蚕平均よろし」<sup>121)</sup>の年であったことを考慮に入れても、懸隔は覆い難い。新会村の一般養蚕農民と同様の生産力水準に低下することになる。正田家では、明治33、34両年に村内の糸繭商乃至養蚕農民（正田家小作人を含む）より繭と生糸を購入する。<sup>122)</sup>明治33年6月27日に繭18貫目（代金70円）、<sup>123)</sup>翌34年6月28日、7月23日に繭7貫目（代金20円25銭）、生糸220目（代金8円）をそれぞれ仕入れており、購入日及び繭糸売却日から推定すると、33年は繭の儘で売却し、34年には斜子3疋の製織に用いた可能性が高い。<sup>124)</sup>正田家の商業取引は、第3期の経営多様化の一端である。この2ヶ年に買入れた繭糸量は、両年正田家産繭量の4分の1以下である。正田家では、こうした商業取引を拡大することなく、比較的多額の繭糸購入に関しては両年のみに限られる。その他の年は、僅かに絹織物の製織原料不足分を購入する程度にとどまる。<sup>125)</sup>

日清戦後より明治30年代において、正田家の年間産繭量は、明治36年の130貫目前後を除き、略60、70貫目前後であった。明治31年に関しては、同年「旧暦七月廿日、廿一日両日大雨大風ニテ廿一日午后一時ヨリ大洪水ニテ」、「村内堤防ハヶ所」<sup>126)</sup>決壊したために秋蚕飼育を断念したのか、秋蚕繭の売却がなく、年間産繭量は40貫前後にとどまる。粗悪な秋蚕種や天候に左右されて、秋蚕飼育は不安定で、同期間に秋蚕産繭量は大略10数貫～20、30貫

台で推移する。明治35年の秋蚕繭売却が僅か4貫目弱であったのは、天災（水害）による産繭減少、即ち新暦8月8日に「浸水堤外畑一面之水トナル、堤内門前畑七分通り水トナル」<sup>127)</sup>ため、「皆秋蚕ヲ掃立実ニ養ニ差支」えたことによるものと思われる。明治34、36年の秋蚕繭売却高がそれぞれ20、30貫目を越えるのは、兩年洪水害もなく「秋蚕平均よろし」、「秋蚕掃立ヨリヒテリニテ平均ヨシ」であったことによる。

「第3期」の正田家上繭販売は、時に応じて春蚕繭を生繭と乾繭の売却に分けており、この区分は生糸取引高・額の動向と一致することが多い。生糸取引高・額の増加＝糸況盛行の場合は生繭にて販売し、生糸取引高・額の減少＝糸況不振に際しては売却日を見計り、乾繭販売（或いは生糸製造・販売）とする傾向が強い。生繭売却月の6月の横浜生糸入荷量（生糸輸出乃至売行き動向を反映）と正田家の生繭・乾繭売却の関係についてみると、正田家が明治30年代に生繭のままで売却を行った明治32、34、38年は、前2ヶ年共横浜生糸入荷量が各6月に4,000個台（明治30、31、33年は、いずれも横浜生糸入荷量が各6月に1,000～2,000個にとどまる）に達しており、また明治38年は明治32、34年に次いで横浜生糸入荷量が6月に3,400個余と多かった。<sup>128)</sup>生糸取引が盛況であっても、限らずしも高繭価にて売却できるわけではない。上記3ヶ年の春蚕生繭相場は、乾繭相場よりやや高いとはいえ、1貫目当り3円33銭～3円55銭にとどまった。明治32年は、海外生糸市場が騰貴し、「近年稀有の好況を呈し何れの製糸家も巨大の利潤を得た」（『中外商業新報』5798号、1901.5.26）といわれる年である。正田家では、明治30年代において生・乾繭共に春蚕上繭の場合、1貫目当り3円前後、特に3円台前半であることが多く、明治13年の同3円75銭を越えることはなかった。繭相場の沈静は、従来の研究成果に照らして、諸製糸家による繭価引下げ手段の行使が横行し、その結果繭価の下落・停滞が生じたものといえよう。繭市場が製糸家の支配下にある以上、乾繭売却によっても販売価格は改善されることなく、不利益は免れなかった。正田家の明治30、31両年の乾繭販売単価

は、上繭1貫目当り3円を割り込むほど低い。春蚕繭に対し、秋蚕繭価格は、全国的な高繭価の年である明治36、38年には上繭1貫目当り4円台であったが、両年を除くと2、3円台、明治30年には2円を僅かに越えるにすぎない。明治36、38両年は、秋蚕繭売却月の9月の横浜器械糸入荷量が15,000～18,000個台に達するほど、活発な生糸取引が行われていた。春蚕繭の場合と異なり、秋(・夏)蚕繭は生繭での売却である。<sup>129)</sup>正田家の産繭価格と全国的な繭価動向を比較すると、著しい隔りがあった。特に、産繭量の多い春蚕繭において価格差が生じている。全国平均上繭1貫目当りの価格は、1900年代を通じて春蚕が略4円台、夏秋蚕では略3円乃至4円台で推移する。明治36、38、39、40年の夏秋蚕繭は4、5円台に突入する。<sup>130)</sup>春蚕繭の場合とは異なり、明治30年代の全国夏秋繭価格動向と正田家の秋蚕繭価格動向とは、殆ど一致する。それは、産繭量が少なく、蚕種掃立=収繭時期が拡散する秋蚕繭には、製糸家の繭価引下げ手段が及びにくいことによろう。従来の研究はいずれも、春蚕繭と夏秋蚕繭に分けて、繭価引下げ手段の行使、人為的な繭の買叩きを検証するという視点が欠落している。

明治30年代に入っても20数年前の繭単価(春蚕繭)を下回る原因は、是迄の研究成果によって明らかにされている如く、繭市場の繭問屋を介した製糸家への従属化と製糸家の繭価引下げ手段の行使による収奪強化にあるといえよう。正田家において、明治10年代まで繭の売却は殆ど生繭であった。明治20年代に入り、深谷等繭問屋=県外製糸家の繭買入所が繭販売先の中心となり、繭価引下げの手段の行使を伴う諏訪郡製糸家の購繭市場圏に従属的に組み込まれるに従って、正田家では生繭販売から乾繭販売に転換することが多くなったのである。一般養蚕農民にとっては、経済的弱体性から乾繭売却(一売却日の繰り延べ)は困難だったであろう。

正田家の『非常災害珍事記録簿』において、明治26、27、36、38各年の繭相場を記している。<sup>131)</sup>各年共霜害・違蚕・凶作年であった。明治26年は、春期「養蚕掃立終早キハ初眠起平均初眠中」の5月5日より「大西風ニテ大霜

下り桑畑一面黒クナリ…養桑ニ差支」える程で、「中ニハ信州地方へ上リヲリキ原種ヲ求掃立者アリ…此地方拾里東西南北迄桑葉乃茶ニ至ル迄更ニ用ニ無之シ」という状態であった。このため早「蚕者」は「平均五六分位」、遅「蚕者」は「二分位」の蚕作被害を受けたが、「繭相場<sup>(建値力)</sup>立子売メニ付金三円五拾銭其后金二円五拾銭位之相場」にとどまった。明治27年は、「春蚕中平均五分作」にもかかわらず、「繭相場上繭売メ目ニ付高直金三円四五拾銭ヨリ<sup>(始力)</sup>如金二円二三拾銭迄相場」であった。両年共繭価高値は略同価格であるが、安値は2円50銭から2円20、30銭に下落幅が広がり、高値と安値の格差は1円から1円20銭に拡大する。繭価と蚕作の齟齬は、諸製糸家による大規模な繭価引下げ手段の行使が当地方において明治26、27年に行われていたことを推測させる。<sup>132)</sup>

正田家が記録する繭相場が同史料において次に登場するには、当初より10年後の明治36年と翌々年の明治38年である。明治36年の春蚕「繭相場早キ売メ目付上等金五円三四十銭中ハ金売円落下ハ金二円落」である。この年ばかりは「実凶作年」であったため、10年前の明治26年と較べ、早期相場の中等繭(＝普通上繭)で1貫目当り80～90銭高い繭価格であった。正田家の同年繭売却単価を考慮に入れると、その後繭相場は急速に落下したのであろう。正田家の記帳において、これまで繭相場は春繭に限られていたが、秋繭相場が明治36年に初めて現れる。秋蚕繭の「相場売メ目付金四円五拾銭ヨリ四円迄相場ナリ」。上記秋繭相場は、全国の夏秋蚕繭相場と同様、1貫目当り4円以上の高繭価で推移するが、全国の春・夏秋蚕繭相場に反して、秋蚕繭が春蚕繭を上回る繭相場を形成していたようである。このことは正田家の春・秋蚕繭の売却価格からも肯首できる。明治38年の春蚕繭相場については、この年「掃立早々霜害ヲ被リ為メニ掃立数ヲ減シ上簇期ハ梅雨期ニ入り桑葉不足ヲ告ケ価格ハ暴騰シタルヲ以テ往々蚕兎ヲ投棄スルモノアリ為メ……減収ヲ見ルニ至」<sup>133)</sup>だったが、「繭高直四円<sup>(盡力)</sup>不通三円ヨリ以下相場」であった。早期繭相場は高値であっても、平均相場は明治26、27年当時と変わらない繭

価であったといえよう。価値以下での繭売却を余儀なくされるほどの繭価の下落が、明治20、30年代に継起していたことを示す。秋蚕繭相場に関しては、明治36年並の高繭価水準にあり、「秋蚕繭四円五十銭事アリ」と記している。欺くの如き高繭価は、正田家の『非常災害珍事記録簿』に記帳するに値する正に「非常珍事」なのである。

繭価の下落は、養蚕農民（＝正田家）にとって恰も自然現象の如く当然視されていた節が見受けられる。そこから養蚕農民の飼育上の対処は、繭出廻り期の高繭価水準に着目して、早期飼育即ち「ヨソ蚕ヨリ早キ蚕ヲ養之十分よろしヨソキ蚕ヨスベシ」（明治26年）ということになる。製糸家の繭価引下げ手段の行使による繭価操作が養蚕農民の目に見える形で表面に現れることなく、製糸家間で秘密裡に行っていたことは想像に難くない。製糸家の繭活動に対する明治20年中頃の養蚕農民＝正田家の対処は、繭価操作が行われる以前の早期収繭＝早期売却を企図することにあった。但し、養蚕業は、天候等自然条件に左右されることが大きく、如上の現実的効果を発揮できたかは疑問である。この点に関しては、その後の正田家の経営行動が物語っているように思われる。

繭相場の不振は、桑園（＝用桑）の縮小に拍車をかけることになる。正田家の桑園縮小が、明治33年より始まる。既述の如く、同時に正田家の繭糸購入拡大時期と重なる。また蔬菜類や百合根の栽培拡張期と前後する。同年8月26日に「桑根子堀手間」2円80銭（同日内金40銭払い）、翌27日にも「桑根子堀り手間代」2円88銭を支出する。<sup>134)</sup>後者の桑樹数は、「凡六百数」である。この桑樹数は、桑畑1反歩の植付けに相当することから、合せて2反歩の桑園を縮小・廃止したものと思われる。正田家の貸付地は、既に述べたように明治25～37年に7反歩強の増加をみており、「桑根子堀り」は改植のためではなく、自家桑園の縮小と考えてよいであろう。正田家の桑園改植のための桑苗買入が明治33年3月を最後に跡を立つことと符合する。桑苗購入の再開は、繭価の上昇する大正期に入ってからのことである。明治38年には

9月に「桑株ヌキ手間代」1円64銭を支払っており、<sup>135)</sup>さらに、自家桑園の縮小が進む。

正田家では繭価低迷期に自家桑園の縮小、貸付地の拡大によって生ずる桑葉収穫の減少と人夫賃の上昇に対し、<sup>136)</sup>「厚飼」による「用桑・労力」の節約では限界があった。明治38年に至ると明治28年以来の春、夏、秋年3回の掃立を行うようになり、各蚕期特に春蚕規模を縮小し、各蚕期の飼育規模を平均化することで、雇傭労働力の一層の減少と自家労働力の相対的増加により、養蚕経営を持続することになる。年3回の蚕種掃立は明治38年以降定着し、大正2年に春蚕、初秋蚕、晩秋蚕、同4年には春蚕、夏蚕、秋蚕と続く。人夫＝労力の節約を具体的にみるならば、正田家の明治23、24年の養蚕労働延日数（春蚕）が各229日、225日、年雇・季節雇・日雇合わせて各14人、16人<sup>137)</sup>であったが、明治39年にはこれらがそれぞれ160日、9人<sup>138)</sup>に大幅に減少する。

正田家の上繭主要販売先は、深谷・本庄繭問屋、特に深谷繭問屋（金田梅吉、歌代仙太郎、田島賢敬、田島新吉、田島栄吉）<sup>139)</sup>であった。換言すれば、「第3期」、特に明治30年代においては製糸資本家の買入所＝繭問屋との取引が支配的形態である。繭問屋との取引は、直接取引と繭仲買人を仲介とする取引の2形態があった。深谷町の繭問屋・金田梅吉は、信州「竜上館出張所」<sup>140)</sup>である。深谷町に繭買入所を設ける主要製糸家としては、竜上館のほかに信英社、開明社、美濃信勝社、富岡製糸、鷺湖社、白鶴社、富岡館、六工社などが知られている。<sup>141)</sup>正田家の繭取引相手である清水金太郎と池上市三郎は、本庄町の繭問屋・「三ツ星代」即ち繭仲買人である。中山清夫編『本庄繁昌記』（明治32年3月5日発行）に本庄町仲町の「重なる商人」として「糸繭買継商三星あり年々八十万以上の買継を為す、柳沢勘次郎、古川又三郎氏之れに次ぐ」<sup>142)</sup>とあり、清水と池上はこの三星配下の繭仲買商と看做してよいであろう。この三星が町田商店（本庄町仲町）であるとすれば、同店は諸製糸家の繭買継商として手広く活動する本庄町切っつの有力糸繭商

である。清水金太郎は、本庄町宮本町において「洋燈店」を営んでおり、<sup>143)</sup> 繭仲買人を兼ねていたようである。正田家の上繭販売先には、深谷に繭買入所を設けた組合製糸＝碓氷社があった。碓氷社と取引をした明治34年は、碓氷社藤沢組が藤沢村人見（現・深谷市）に設立された翌々年である。明治43年6月7日付の『埼玉新報』に、本庄町本町の金井商店を繭買次店とする製糸家として上州碓氷社外2社を記しており、<sup>144)</sup> 碓氷社も器機製糸家同様、繭問屋を介して繭の買入れをしていたことが判明する。既述の如く、春蚕繭売却は屢々乾繭によることが多く、「糸繭買継商三星」に売却した繭は、乾繭<sup>145)</sup> である。深谷町の繭問屋へは、生繭と乾繭を売却する。当時生繭集散地として全国一といわれた本庄繭市場や深谷繭市場においては、熊谷繭市場同様、<sup>146)</sup> 生繭以外に乾繭での取引も広く行われていたであろうことが推測できる。正田家の上繭販売先にはほかに、村内糸繭商として飯島忠太郎、萩原捨五郎、荒木勘助などが登場する。正田家は、明治30年代中頃に飯島忠太郎に陸稻種、桑苗を、萩原捨五郎に小麦、大豆をそれぞれ売渡しており、繭取引に限らず多様な取引関係を結んでいる。正田家では、繭問屋に上繭以外に玉繭、屑繭、屑糸、絹織物（生絹・斜子）などを売渡しており、製糸家の傘下に属す繭問屋独自の活動分野は、上繭以外の上記蚕糸業品目に見い出していたものと思われる。明治36年深谷町繭問屋・田島賢敬への繭販売は、八基村の尾高某（大字手計）・福島某（大字大塚）を世話人とする。世話人を介する繭問屋との取引は、史料で明らかな限り明治24年以来であり、明治36年を最後にこの取引形態は消失する。八基村の尾高某は、同年に正田家より生糸275目（代金13円50銭）を購入しており、繭買入機構の末端に位置し、製糸家に連なる繭問屋支配下の零細糸繭商人は、独自の活動領域を上繭以外の蚕糸業関係品目の小取引に求めている。この点は、繭問屋と基本的に同一である。

正田家において上繭取引の決済方法は、製糸家の買入所となって資金力豊富な繭問屋とは現金取引であるが、村内糸繭商人との取引は現金取引が少な

く、就中取引金額が高む場合には信用取引（延払い）となることが殆どであった。在方糸繭商との現金取引は、明治30年代の繭価低迷期にあって、繭相場が比較的良好であった明治32年の春蚕生繭と繭相場が高騰した明治36、38年の秋蚕繭の売買にほぼ限られる。繭価低迷期に正田家にとって、繭問屋との取引は、中間搾取の排除と現金取引が誘因となったのであろう。正田家が明治30年10月21日に、荒木勘助へ乾繭16貫70目（代金131円50銭）を売渡した際、81円50銭を内金とし、残金50円を翌11月3日と8日に、それぞれ40円、10円を受け取っている。売却日より約20日後の完済である。また明治33年7月4日に上繭48匁5分（代金187円50銭）を萩原捨五郎に販売した折には、同日内金20円を受け取り、その後10月末まで約4ヶ月間に6回に分けて入金する。<sup>147)</sup>明治34年9月1日に秋蚕繭20貫目（代金68円）を飯島忠太郎に売却した時、同人は5円を正田家に手付けとして入れ、残金63円を9月17日に支払う。後述するように、同人に明治29年に生糸3貫725目（代金145円）を売渡した時も、延払いとしていた。正田家は明治34年9月4日に、同じく飯島忠太郎へ「秋蚕三匁九〇〇目、玉繭2斗」（代金17円）、明治36年9月4日に秋繭4貫280目（代金18円）をそれぞれ売却するが、この場合は現金取引である。飯島忠太郎は、かつて糸繭商結社・脩明社（資本金2,500円）の創設に参画した有力在方糸繭商であり、また村内上層農民<sup>148)</sup>として明治20年代まで正田家の主要な資金借入先の1人であった。如上のように在方糸繭商人との取引において、取引金額の多寡、糸繭商人の資力によって現金取引・信用取引の別、さらに後者においては延払い期間の長短に違いが生じてくるが、総じて高額取引の場合は延払いであることが多い。大正初年の繭価高騰期には、在方糸繭商とも現金取引となる。

大正初年に正田家の養蚕経営は、明治38年に続き年3回の蚕種掃立、即ち春・夏・秋蚕若しくは春・初秋・晩秋蚕飼育が定着するようになる。繭価高騰を背景に、大正2、3年に正田家の春蚕生繭売却量は90貫目台に達し、年間蚕繭売却量では130、140貫目台に拡大する。秋蚕繭売却量は、春蚕繭売却

量の約半分である。年間上繭産繭量は、150貫を越えよう。大正4年の春蚕繭売却量は、40貫目余に減少する。既述の如く、正田家の土地所有高が半減するに伴い、春蚕繭売却量は前年、前々年に較べ、半分以下となる。大正4年の夏秋蚕繭売却量が、春蚕繭売却量の8割弱（＝31貫300目）―大正2、3年では秋蚕比率は約5割一と高く、このため年間蚕繭売却量は70貫目強の低下にとどまる。大正4年の夏秋蚕飼育規模は、春蚕飼育規模ほど減少しなかったのである。利根川改修に伴う収用地は従来桑園として利用していたことから、正田家の経営面積の中で特に養蚕経営面積の減少は大きく、それが春蚕飼育規模の大幅減少に繋がったといえよう。この春蚕収繭量の減少を補うために、夏秋蚕規模を相対的に拡大したのであろう。大正4年の年間蚕繭売却量は、大正2、3年のその半分程に激減するものの、明治30年代（明治38年を除く）の正田家蚕繭売却水準を上回る。

大正2～4年の正田家蚕種掃立枚数は明らかでないが、蚕種購入については若干知ることができる。正田家は、大正2年6月に春蚕種框製20枚を入手する。<sup>149)</sup> そのほか同年7月25日～8月21日にかけて秋蚕種框製25枚（代金10円50銭）、秋蚕種百蛾付5枚（代金6円50銭）、ほかに秋蚕種2枚（代金2円80銭）合せて秋蚕種32枚（代金19円80銭）を買入れている。購入秋蚕種のうち、平附と框製が蛾数、金額共に半分ずつである。大正2年10月24日には、翌年用春蚕種10円を支出する。正田家は、大正4年には6月21日に春蚕種5枚（代金7円50銭）、6月22日に夏蚕種5枚（代金2円）、7月12日～8月16日に秋蚕種30枚（代金13円45銭）、そして翌年用春蚕種框製20枚（代金10円、但し1円値引）を支出・購入する。大正2、4年の翌年用蚕種はいずれも同じ蚕種家から買っており、大正2年10月に購入の春蚕種10円は、蚕種価格、「採種形式」が同一であるとすれば、大正4年同様「框製」20枚である。

正田家の蚕種買入先は、大正2～4年に春蚕種が製種家・田島成一（島村）、増田賢二、後述の原富岡製糸所などであり、夏蚕種は持田勇之助（村内）、秋蚕種が本庄町（荻野虎吉）、石川弥源治（中瀬村）、正田友作（別

府村東別府), (斎藤) 東八 (明戸村新井), 製種家・吉岡平三郎<sup>150)</sup> (八基村), 製種家・飯塚金太郎 (尾島町) などである。<sup>151)</sup>大部分が, 村外の製種家・蚕種商であった。正田友作と持田勇之助は, 大正初年の正田家売却桑葉の買主である。また正田友作からは「松真木」=薪を買入れるほか, 正田家より同人へ大麦, 小麦, 桑苗を売渡したり, 「時貸」を行う。石川弥源治は酒屋を営み, 蚕種取引を行った大正2年に正田家は, 同人へ酒代4円50銭を支払う。増田賢二には木炭の融通, 馬鈴薯, 小豆, 粟粃などの農産物や太織を売却したり, 資金貸付を行う。蚕種購入者の中には, 正田家の日常的な取引相手を含み, 時に生活資金, 生産乃至営業資金の融通を行う。

大正2年に正田家の売却春蚕繭には, フランスの「ヴァル」県を原産地とする欧州種=「パール生繭」12貫100目があり, これを同年6月19日に原富岡製糸所 (尾島出張所) へ48円 (「内金借用」)<sup>152)</sup>で売渡す (—「荷出し」)。この代金のうち, 正田家は, 「種代」として8月4日に3円75銭を同所へ返済している。原富岡製糸所蚕業改良部は, 外国種及び交雑種の研究に従事し, 「群馬, 埼玉両県下の有力蚕業家に其飼育を委託し之を相当代価に購入し更に一般養蚕家に対し買入価格と同格にて配布し」<sup>153)</sup>ていた。原富岡製糸所が蚕種製造家と特約し, 飼育並に蚕種製造を委託した中に, 群馬県では高山社, 島村の田島弥平, 埼玉県では競進社, 新会村の有力製種家・川田兵治などがおり, 合わせて50数名に及ぶ。<sup>154)</sup>正田家は, 原富岡製糸所より欧州種パールの配布を受けて飼育し, 産繭=パール繭を同所に引き渡す, という特約取引を行っていたものと考えられる。原富岡製糸所は, 外国種及び交雑種が繭質優良にして同功繭, 屑繭少なく, しかもこれを繰糸するに品質優良で屑物歩合が少ないという利点があることから, 新種の奨励・普及を図ってきたのである。

正田家の産繭売却先は, 大正期に入り製糸家=製糸工場との直接取引として, 原富岡製糸所のほかに, 近在の明戸村に明治33年8月に設立の大里製糸場 (資本金6,000円) が現れる。正田家は, 大正3年に秋蚕生繭43貫850目

(代金132円55銭)を大里製糸場(梅沢啓太郎)<sup>155)</sup>に販売する。この時期に特徴的な繭取引形態として、先の製糸家＝製糸工場取引以外に、「乗合」<sup>156)</sup>による繭取引が存在する。大正2年に村内の糸繭商人・梅沢直次郎(下高島)と金子利平(一春蚕生繭)、丸岡喜太郎(新戒)・正田健司(中新戒)・木村某、横田屋外2人、金子利平と伊丹菊松(下高島)、深谷町の田島清助外1人(以上いずれも秋蚕繭)である。伊丹と丸岡は、同年に個別に晩秋繭乃至絹織物を正田家より購入する。多分に同字内の諸糸繭商人による「乗合」取引は、大正2年の特徴的な繭取引形態である。それまでは、明治38年に梅沢和三郎と村岡水四郎両名による秋蚕繭10貫目(代金45円)の「乗合」取引がみられるだけである。明治20年代中頃から始まる深谷町・本庄町の繭問屋(若しくは繭仲買人)との取引は、大正期に入ると消滅・後退し、製糸家＝製糸工場との直接取引が登場する一方で、村内及び近在の糸繭商人の取引活動が活発になる。特に大正2年には村内の零細糸繭商人による「乗合」取引が目立ち、翌大正3年及び4年になると近在の有力糸繭商人に集中するように変化する。明戸村新井橋の岡野盛弥は、大正2～4年に毎年正田家の産繭買主(委託販売を含む)として現れる。大正3年には、彼が正田家の春蚕生繭上繭を一手に購求する。<sup>157)</sup>正田家と岡野盛弥との取引は、すでに明治34年から始まり、<sup>158)</sup>継続して正田家生産の大麦、小麦、小豆と玄米、南京米などの売買を行うほか、大正4年以降数年間、岡野の妻娘(又は娘1～2名)が、正田家において養蚕等雇傭労働者として従事する。岡野盛弥は、明治30年代には主に米穀商として手広く営業し、明治36年には正田家から「時借」(＝3円)し、塩5俵をもってこの借入金返済に代えていた。正田家の養蚕規模＝収繭高増大に伴い、高額繭代金を零細商人の集合による「乗合」取引によって対応したが、<sup>159)</sup>富裕な繭商人が正田家との古く、親密な取引関係を背景に、彼らを駆逐したことになる。

大正2～4年の上繭取引の決済方法は、現金取引が中心である。大正3年春蚕繭の委託販売と大正4年の秋蚕繭の信用取引以外は、すべて現金取引で

あった。この期間において、前者は上繭1貫目当り5円という最高値の年であり、後者は上繭1貫目当り3円という最安値の年である。この大正4年の信用取引に関しては、正田家は、同年8月15日に岡野盛弥へ秋蚕繭22貫550目（代金67円65銭）を売渡し、内金20円を受け取る。その後8月22日に10円、9月10日に20円をそれぞれ入金するが、残金17円65銭については支払い日は不明である。

正田家が大正2年に原富岡製糸所へ売却した「パール生繭」の相場は、1貫目当り3円65銭7厘（配布蚕種代差引）である。この繭単価は、同年春蚕生繭を岡野や梅沢・金子に売渡した時の繭相場＝「四二相場」、「四三相場」、即ち繭1貫目当り4円20,30銭と較べて大きく下回る。原富岡製糸所との特約取引は、正田家にとって限らずしも有利ではなかったようである。外国蚕種＝欧州種の飼育には、正田家の従来の養蚕法＝折衷育では不十分であったのであろう。原富岡製糸所長・大久保佐一は、「ヴァール及ピレネー」種等の如く5齢期間10日近くも要する黄繭種類はその産繭優良なるも、一般養蚕家には技術之れに伴わずして失敗するものもいた、と指摘している。<sup>160)</sup>この年の6月下旬に、正田家では群馬県の養蚕改良結社＝「高山社行費用」として2円50銭を支出している。<sup>161)</sup>この年に改良養蚕法の教授依頼（或いは視察か）した可能性が高い。正田家が大正5年に高山社用箋（＝『改正清温育高山社養蚕日誌』）を用いた高山社流「改正清温育」を実施していることが確認できる。<sup>162)</sup>同年6月6日に正田家は、高山社蚕業教師・町田六三郎に「養蚕中御礼」として20円を支払う。<sup>163)</sup>大正5年頃まではなお埼玉県特有の白玉種が県内各地で相当の勢力を維持していたが、大正7年春には一代交雑種が埼玉県の蚕種掃立量の約5割を占めるまでになる。<sup>164)</sup>新蚕品種＝欧州種及び一代交雑種への急転回によって、飼育法もこれに伴い転換＝改善する必要に迫られていたのである。

正田家の売却繭価は、春蚕「生繭」が大正2年に1貫目当り4円を超え、翌3年には5円に達する。明治30年代に2,3円台に低迷していた繭価が、

大正期に入り初めて高値を記録する。しかし、大正3年の秋蚕繭は、第1次大戦勃発の影響を受けて急落（前年比3割弱減）し、翌4年も引続き春蚕繭、夏蚕繭、秋蚕繭共に3円台の低繭価を余儀なくされる。この年に諸製糸家による繭価引下げ手段の行使があったか、どうかは不明（少なくとも開業日協定はあろう）である。何れにしても、糸況不振の中でも製糸家間の繭競争によって繭価が吊り上がるという事実はなく、これまでの検討結果から繭相場は、糸況＝生糸取引の動向、就中製糸家による繭価引下げ手段の行使如何によって左右される、という図式が当て嵌まるといえよう。

正田家は、取引先である糸繭商の一部から資金の融通を受ける。正田家は、村内の糸繭商・久保田四郎次に明治29年7月より35年11月までの間に出殻繭2匁5百目（代金2円40銭）、斜子1.5疋（代金20円60銭）を売渡すが、同期間に3度に亘り同人から10～40円を借用する。<sup>165）</sup>久保田四郎次（中位農民）は、飯島忠太郎同様、かつて糸繭商結社・脩明社の創立に参画した村内有力糸繭商である。また同人は、残存史料から判明する限り、明治34年に正田家より桑葉市平15束（代金7円）を購入すると共に、明治31、35年には正田家の桑売世話人として桑葉買主との仲立ちを行うほか、正田家より麦、藍葉、百合根、各種の種苗、木炭などを買入れたり、逆に同家へ玉繭、長筵などの販売を行う。正田家と久保田との取引内容は多様であり、両者は密接な取引関係を結ぶ。史料上、正田家から久保田への資金融通はみられないが、両者の取引関係を前提とした貸借関係であり、貸主＝久保田との間の前貸支配・従属関係はないであろう。正田家はまた、糸繭商・金子利平からも融資を受けていた。金子利平は、大正2年に糸絹商の梅沢直次郎（下高島）と伊丹菊松（下高島）と共に「乗合」にて春繭52貫200目（代金223円68銭）、秋繭3貫780目（代金17円1銭）を正田家より購入し、同年の正田家最大の繭取引先となる金子利平は、これ以前に即ち明治35年10月4日に正田家から大麦2俵（代金5円65銭）を買入れるほか、明治36年12月12日に同家より「ノビ繭」1貫180目（代金9円10銭）を購入していたが、この年の12月26日に正

田家は金子より20円を「時借用」し、翌37年1月17日に借用元利金20円30銭（「利子金三十銭」）を返済する。<sup>166</sup>正田家に残る史料から判明する限りでは、正田家において金子利平からの借用はこの年限りであり、先の久保田の場合と同様に、正田家と金子の取引関係を前提とした一時的な貸借関係である。正田家と久保田・金子両名との貸借関係は、両者の取引関係の深浅によって融資の金額・期間が異なることになるといえよう。

## ② 生糸

既述の如く、正田家は明治29年に多量の生糸を売却した後、明治30年代を通じて同家の蚕糸業経営における生糸生産（＝販売）は、殆ど絹織物製造の一工程を構成する地位に後退する。明治33～35年には生糸販売はなく、それ以外の年でも僅か自家製糸100～600匁台の売却にすぎない。生糸売却代金も10～20円台にとどまる。生糸以外に、副蚕糸＝熨斗糸の製出・販売が若干みられる。大正期に入ると、絹織物用原糸向け販売は減少傾向を加速化し、生糸売却は跡を絶つことになる。明治31年の正田家製出の絹織物は、その原糸の一部を村内農民に挽賃50,60銭にて賃挽きに出したものを含む。<sup>167</sup>明治32年以降は賃挽製糸＝糸挽賃の支払いがなく、正田家売却の生糸（及び絹織物）は自家製糸によっていたもようである。

生糸1貫目当りの売却価格は明治30年代に入り微増し、40円台に突入する。特に輸出生糸価格の高騰した明治32年には、58円余に上昇する。明治32年のこの糸価（＝単価）は、明治29年同様、横浜輸出生糸価格との格差が7円余に縮小するものの、この差額は増加傾向にあり、明治36,38年には14,15円台に拡大する。輸出座繰糸に限ってみても、12,13円台の大差が生じていた。この乖離は、家内副業製糸業が利益抽出を実現する市場条件の喪失を意味していることから、正田家に生糸での売却を断念させる十分な根拠となろう。器械製糸、改良座繰製糸に比べ、生糸の品質や販売条件において遥かに劣る零細座繰製糸を農間副業として行う養蚕農民＝座繰小経営の限界が、組合製糸＝利陽社等の設立を促した一因といえよう。

正田家の生糸販売先は、村内（飯島忠太郎、伊丹菊松、倉上作次郎）及び近隣の八基村（尾高某）、中瀬村（「マンチウ屋」）の在方糸繭商人である。明治29年の生糸3貫725目（代金145円）の売却先は、村内の糸繭商・飯島忠太郎であった。同人は、上層農で、新会村議会議員の経験ある村内有力者である。正田家は、同人売却日の9月28日に生糸代金145円のうち、内金として100円を受け取り、残金45円については後日払い（一週間後の10月5日入金）とする信用取引であった。他の生糸買受人とは、生糸取引金額が30円以下、殆ど10円台の小額現金取引である。飯島忠太郎は、正田家より生糸のほか繭・絹織物（生絹・斜子）を購入しており、また村内の糸繭商・伊丹菊松と倉上作次郎（村内の糸絹商・久保田治三郎と「集合」で）も同様に、正田家より生糸以外にそれぞれ斜子、太織と斜子を買入れている。

糸繭商・倉上作次郎は、生糸購入数ヶ月前の明治32年6月29日に、正田家より繭2石2斗5升を「引当」にして、50円を「七月十五日限り」にて借用する。この借金は、「利子金壹円七十銭」と共に、7月17日に完済する。正田家は、糸繭商人＝倉上作次郎に対するこうした営業資金の貸付以外にも、同人へ生活資金（若しくは生産資金）として「時貸」を行っていた。<sup>168)</sup>また同年に正田家は、倉上作次郎に春「桑世話料トシテ御礼」1円を支払っており、糸繭商人の副次的職能として、養蚕農民間の桑葉取引の仲介業務を併せ持つ。他方で、生産農民＝倉上作次郎は、明治34年に養蚕農民として不足桑葉の補充（＝買桑）を正田家との信用取引によって解決し、収繭後の繭売却代金をもってこの返済に充てていた。<sup>169)</sup>また同人は、真綿質掛人として正田家と生産関係を結ぶ。倉上作次郎は、正田家から玉繭・屑繭等の前貸を受けて真綿を作り、加工賃を得ていた。正田家は、同人へ真綿掛質として、明治33年に35銭（120目－「三十割」）、同38年に34銭、大正4年に77銭をそれぞれ支払う。<sup>170)</sup>

## おわりに

本稿では、正田家農業経営のうち、蚕糸業それも養蚕・製糸業に焦点を絞り、1900年代前後の激動期の具体的様相を究明してきた。そこで最後に、是迄明らかにしてきた諸点を要約しておくことにしたい。

新会村の商業的農業は、養蚕業と藍業を両軸として発展してきたが、1900年前後には農産物価額（特に繭価）の下落・低迷と労賃高騰をうけて、地主手作経営は後退・縮小を余儀なくされる。繭価低迷は、長野県諏訪郡製糸家を中心とする諸製糸家の繭問屋＝買入所を介した繭の買いたたき、繭価引下げ手段の行使によるところが大きいといえよう。繭価の下落・低迷はまた、これに対応して養蚕農民が桑代や人夫賃の節約のために厚飼を行った結果、繭質悪化と繭巢の小型化をもたらした。地主手作経営の縮小＝小作地率の増加と繭質劣化を背景に、直接的には明治32年の地租増徴に続く、明治37、38年の「非常特別税」の創設による負担増を小作人に転嫁し、実質的な小作料の大幅引上げを目論む「地主派」によって、新小作制度＝「糸小作」が設けられることになった。

こうした県外大規模製糸経営による流通過程を通じた養蚕農民の収奪が積極化・長期化するに従い、これに対応した農業・養蚕経営の変化が生じる。正田家は厚飼に加えて、春・秋（及至夏）2～3回の掃立定着化と特に明治30年代後半に雇傭労働力の縮小＝家族労働力を中心とする養蚕経営、即ち春蚕規模の縮小と春・夏秋蚕規模の平均化、産繭の乾繭加工＝販売、生糸製造＝販売、絹織物生産の拡大、組合製糸＝利陽社の創設参画、さらには百合根などの新「商品作物」の導入、蔬菜栽培の拡充などを図る。結局のところ、乾繭販売や組合製糸＝利陽社の創設も現状打開策として成功するには至らなかった。水害常習地帯にあって、蔬菜栽培の定着・拡大は、利根川・小山川の改修を待たねばならなかった。正田家が、利根川改修に伴い手放した所有

地の回復＝耕地買収を断念した理由は、上記の経緯を抜きに語ることはできない。

正田家産繭の乾繭販売は、春蚕繭に限られる。明治37年を除く、明治30年から38年までの8年間に乾繭販売は、5回にのぼる。生糸＝繭相場が好況の節には、生繭（上繭）販売が行われたが、1貫目当り4円を超えることはなかった。正田家売却の春蚕生・乾繭価格は、全国平均の春蚕繭価格を大幅に下回る。繭価引下げ手段の対抗策としての、糸況不振期の乾繭処理＝販売も、製糸家支配の繭市場においては有効性を持たず、糸況好転という外部条件に一縷の望みを託すほかなかったのである。製糸家の繭価引下げ手段が威力を発揮するのは、糸況不振期、それも養蚕業の中心で収繭時期が集中する春蚕期であった。夏秋蚕繭がすべて生繭販売であったのは、夏秋蚕繭生産が少ない上に、蚕種掃立＝収繭時期が拡散しているために、繭価引下げ手段を有効に行使できなかったことによろう。明治30年代後半の秋蚕繭価格は春蚕繭価格を上回り、正田家初の1貫目当り4円台に達する。この繭単価は、全国平均の夏秋蚕繭価格と何ら遜色がない。糸況盛行のこの秋蚕期に、製糸家の繭価引下げ手段が及んでいない証といえよう。大正初年の生糸市場の盛況＝繭価高騰期には、正田家は春・秋養蚕規模を拡大し、生繭売却を行う。この時期には、原富岡製糸所との特約取引、近隣の大里製糸場との直接取引、村内の零細糸繭商による「乗合」取引、近隣有力仲買商への委託繭販売などがみられるようになる。繭価高騰期に限り、養蚕農民による、より有利な繭取引先と取引方法の選別が行われたのであった。原富岡製糸所との特約取引は、正田家の掃立蚕品種等からみて、同所の委託蚕種製造を行った高山社の蚕業教師の指導を受けて飼育法を改善した後に、再開する。製糸家との特約取引が、正田家の産繭、特に春蚕繭処理の主要形態となる。製糸家による養蚕農民の流通支配から、生産支配へと進む。

諸製糸家の買入所として繭問屋は、製糸家が提供する豊富な資金力を背景に正田家と現金取引を行うが、零細な在方糸繭商とは殆ど信用取引である。

正田家と後者との取引は、繭相場が高騰した場合に限り、現金取引となる。繭価低迷期に、繭問屋と直接に取引する利点は、仲買商人＝在方糸繭商、即ち中間搾取の排除と現金取引にあった。繭問屋は、独自の活動領域を上繭以外の玉繭、屑繭、屑糸、絹織物などに見い出していた。在方糸繭商は、明治30年代の繭価低迷期に繭問屋が正田家の上繭、特に春蚕上繭の主要取引先となることによって、秋蚕上繭のほか玉繭、屑繭、生糸、絹織物などの取引が中心となる。

また正田家は、村内の糸繭商や蚕種商に繭や蚕種などの蚕糸業品目の取引以外に、桑葉、種苗、大麦、小麦、大豆、小豆、馬鈴薯、藍葉、百合根、粟粃、木炭などの生活資料、生産・営業資料などを売渡したり、正田家の桑葉取引の仲介や真綿賃掛人、養蚕労働者として生産・雇傭関係を結ぶ一方で、生活資金、生産・営業資金の融通を行う。逆に、取引先の村内有力糸繭商からは、不足製織原料＝玉繭、養蚕用具＝長筵などを購入すると共に、資金融通を受けるなど、多様な取引関係を結んでいた。

正田家は、明治28年10月より約4年間毎月『農業雑誌』（月3回発行）を購読する。同誌には、農家耕種組織の改善、農家疲弊の現況・原因、農家改良奨励方法等についての記述があり、正田家は明治20年代末の糸況不振期＝繭価下落を契機に、農業経営全般の見直しをはかるために購読を始めたものと思われる。また『農業雑誌』には「生糸」相場、「各地蚕況」、「内国製糸業」、「生糸商況」、「欧州蚕糸景況」、「世界絹糸産額」等を詳細に記しており、正田家は蚕糸業に関する各種の情報を入手する機会を持つことができたのである。

本稿の分析が正田家の養蚕・製糸業経営に集中したことで、同家の絹織物生産や桑園経営、蔬菜栽培などについては、殆ど未解明のままである。別稿において、この課題を果たすことにしたい。

註

- 1) 拙稿「蚕糸業経営の史的分析」(専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第32号, 1998年)。
- 2) 拙稿「明治期における養蚕業の展開と養蚕技術の改善」(『埼玉県史研究』第14号, 埼玉県, 1985年) 43頁・第26表参照。
- 3) 石井寛治『日本蚕糸業史分析』東京大学出版会, 1972年, 243~439頁。同『日本経済史』〔第2版〕, 東京大学出版会, 1991年, 212~216頁。
- 4) 井川克彦『近代日本製糸業と繭生産』東京経済情報出版, 1998年, 10頁。
- 5) 上山和雄「蚕糸業における中等糸生産体制の形成」(高村直助編『日露戦後の日本経済』塙書房, 1988年) 262頁。
- 6) 拙稿「松方デフレ期における地域経済の特質」(専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第33号, 1999年) 201~202頁参照。
- 7) 石井寛治『情報・通信の社会史』有斐閣, 1994年, 116~120頁。
- 8) 拙稿「養蚕業=耕地桑園化と零細耕地農民の動向」(『専修大学社会科学研究所月報』412号, 1997年) 8頁。
- 9) 『乙未明治廿八年 金銀出入覚帳 第一月吉祥日』(正田家文書)に, 明治28年「十一月廿八日 一金百九拾五円也 畑四反壱セ三步買入代金 境野太三郎渡ス」, 同日「一金二円也 登記料」と記している。境野太三郎に売却した耕地に関して, 『壬辰明治廿五年 金銀出入覚帳 第一月吉祥』(正田家文書)に7月30日「ミヤト分」, 「明治廿五年度下期」「地価割」22銭3厘, 「反別割」27銭9厘, 9月19日「太三郎分」, 「廿五年地方税」「二期地租割」12銭4厘, 「一期畑租」1円35銭6厘, 明治26年1月17日「太三郎分」, 「三期地租割」12銭4厘, 「追加」地租割13銭4厘の支出記入があり, また『乙未明治廿八年 金銀出入覚帳 第一月吉祥日』(正田家文書)に7月27日「ミヤト」, 「地価割」19銭6厘, 「特別税反別割」24銭1厘の支出記載がある。正田家が売却した耕地の3筆・畑4反1畝3歩の買主・児玉郡藤田村大字宮戸の境野太三郎氏は, 正田家当主・国太郎氏の父・熊次郎氏の実弟と思われる, 買い戻しを前提に同地にかかる租税を正田家で支払っていたのであろう。買い戻しを行った明治28年以後は, 「ミヤト分」=宮戸の「太三郎分」の租税支払いはみられない。
- 10) 明治27年以降の正田家所有土地片を記した『所有土地名寄帳』(正田家文書)の同地記帳欄に「明治貳拾九年拾月九日 西田庄五郎へ」とあり, また明治31年12月成立の地租増徴法・地価修正法に基づく新地価金, 新地租金の

記載が同地欄にないことから、書記料の支出と合せて、同年に売却したものと判断できよう。

- 11) 『丙申明治廿九年 金銀出入覚帳 第一月吉日』(正田家文書)。
- 12) 『庚子明治三十三年 金銀出入覚帳 第一月吉祥日』(正田家文書)。明治32年以降、正田家の『金銀出入覚帳』に甲子郎への小遣い支出が消失する。
- 13) 『辛丑明治三拾四年 金銀出入覚帳 第壹月吉祥日』(正田家文書)。
- 14) 残存する正田家小作帳に高橋伊八が小作人として登場するのは、明治37年である。また零細農・板橋栄吉は、明治24、37年に正田家小作人として現れる。正田家は、板橋所有の耕地を買受けると共に同人を小作人化し、買受け耕地を村外(二ツ小屋)の小作人=高橋に貸付けたことになる。
- 15) 『所有土地名寄帳』(正田家文書)に「町田惣五郎ヨリ買受分」として字下中川原1,371番、原野6畝23歩と同字1,402番、(原野)4畝19歩の記入がある。いずれも後述する利根川改修のために「買収」されている。
- 16) 『所有土地名寄帳』(正田家文書)記載の字下中川原1,207番の1、23等畑3畝22歩と同字1,207番の2、6等芝地・原野5畝9歩各欄に消失印を付け、欄外に町田惣五郎の名を記している。両地所欄共に利根川改修のための「買収」その他の記述はなく、従ってそれ以前に売渡したものであると思われる。
- 17) 『所有土地名寄帳』(正田家文書)の両地記載欄に「(明治)四十一年四月四日」「石川三十郎へ」と記入の上、消失印がいずれも付されている。両地所は、利根川改修用地として「買収」等の記述はなく、同年に石川へ売却されたと考えてよいであろう。
- 18) 大熊 孝『利根川治水の変遷と水害』東京大学出版会、1981年、173頁。
- 19) 大里郡教育会編『新会村郷土誌』1913年。
- 20) 『深谷市史』追補篇、深谷市役所、1980年、529頁。
- 21) 利根川改修工事の用地買収は、明治44年にはじまり、大正2年に終わる(前掲『深谷市史』追補篇、「年表」989頁)。
- 22) 『大正二年 金銀出入萬覚帳 第壹月一日』(正田家文書)。正田家は、大正2年9月3日に渡辺篤太郎を世話人として、福井徳太郎に埼玉農工銀行株券拾株の手付金30円を渡し、同年9月6日に300円を支払った。
- 23) 正田家は、利根発電株式会社の株式10株の第3回払込金50円を大正4年1月25日に、第4回払込金75円を同年10月23日に何れも「深谷銀行へ」支払っている(『大正四乙卯年 金銀出入覚帳 第壹月一日 正田氏』(正田家文書)。第1回と第2回の払込金については史料を欠くため明らかではないが、

- 第3, 4回の払込金を支払った年の前年, 即ち大正3年に第1, 2回払込金の支払いを行ったと考えてよいであろう。第1～第4回払込金を合せると250円程になるものと思われる。
- 24) 明治40年に深谷に初めて電灯が導入され, 正田家でも大正6年に入り, 電灯利用が実現する。
- 25) 中村政則「日本地主制史研究序説」(一橋大学研究年報『経済学研究』12, 1968年, 後に同『近代日本地主制史研究』東京大学出版会, 1979年, 所収) 292～303頁。
- 26) 『明治参拾七年 畑方小作取立帳 甲辰戌月吉日』(正田家文書)。明治30, 40年代を通じて残存する正田家の小作帳は, 上記史料のみである。
- 27) 明治16～25年の正田家貸付地経営については, 前掲拙稿「養蚕業＝耕地桑園化と零細耕作農民の動向」9～13頁, 前掲拙稿「松方デフレ期における地域経済の特質」194～200頁において言及している。後者では, 明治37年の正田家貸付地経営について若干触れている。
- 28) 明治37年「畑方小作取立帳」(正田家文書)には「桑原繭小作 $\text{㍊}$ 目ニ付金三円六十銭一切」と記されてあったが, 実際には繭1貫目に付3円25銭(=14円64銭 $\div$ 4 $\text{㍊}$ 504文目)である。1貫目当り35銭, 合計1円57銭余の小作料軽減であった。
- 29) この経緯は, 前掲拙稿「松方デフレ期における地域経済の特質」201頁に記述している。
- 30) 地主制類型として「東北型」, 「近畿型」2類型以外に, 「養蚕型」が提唱されているが, 「養蚕型」が地主にとって経済合理性を持つ地域類型であるとするれば, 養蚕水田地帯だけでなく, 畑作養蚕地帯においても普通畑と桑畑の補完関係がみられるはずではないのだろうか。
- 31) 宇前久保の桑畑面積割合は, 明治23年に70%であった(前掲拙稿「明治期における養蚕業の展開と養蚕技術の改善」6頁・第4表(1))。
- 32) 前掲中村政則「近代日本地主制史研究」49頁・第7表より算出。原典は, 斎藤萬吉「実地経済農業指針」1911年, 45頁。
- 33) 明治37年「埼玉県統計書」102頁より算出。
- 34) 前掲拙稿「明治期における養蚕業の展開と養蚕技術の改善」43頁・第26表参照。
- 35) 『新会村誌』1923年, 14頁。
- 36) 拙稿「商品生産の発展と経済構造の再編」(『埼玉地方史』埼玉県地方史研

- 研究会, 第36号, 1996年) 24頁・第5表。
- 37) 新会村大字新戒(旧新戒村)の畑面積は, 新会村畑面積全体の約5割を占める。
  - 38) 『自明治三十年至明治四十年 第一種 統計 第八号』新会村役場。
  - 39) 前掲大里郡教育会編『新会村郷土誌』。
  - 40) 前掲拙稿「明治期における養蚕業の展開と養蚕技術の改善」10～11頁・第6表。
  - 41) 前掲拙稿「商品生産の発展と経済構造の再編」25頁。
  - 42) 拙稿「松方デフレ期—企業勃興期における営業者の動向」(『専修大学社会科学研究所月報』394号, 1996年) 35頁・注54。
  - 43) 各年『金銀出入覚帳』(正田家文書)。
  - 44) 前掲拙稿「商品生産の発展と経済構造の再編」24頁・第5表。
  - 45) 前掲『自明治三十年至明治四十年 第一種 統計 第八号』新会村役場。
  - 46) 前掲大里郡教育会編『新会村郷土誌』。
  - 47) 前掲『自明治三十年至明治四十年 第一種 統計 第八号』新会村役場。
  - 48) 前掲大里郡教育会編『新会村郷土誌』。
  - 49) 前掲拙稿「商品生産の発展と経済構造の再編」30頁・第6表。
  - 50) 『乙未明治廿八年 金銀出入覚帳 第一月吉祥日』(正田家文書)。
  - 51) 『己亥明治三十二年 金銀出入覚帳 第一月吉祥日』(正田家文書)。
  - 52) 前掲中村政則『近代日本地主制史研究』46～49頁・第7表参照。
  - 53) 前掲『自明治三十年至明治四十年 第一種 統計 第八号』新会村役場。
  - 54) 前掲大里郡教育会編『新会村郷土誌』。物品販売業, 周旋業, 物品質賃業, 木質宿, 料理店, 理髪, 湯屋の合計。
  - 55) 『自大正三年至大正六年 第三種 統計 第八号』新会村役場。
  - 56) 前掲大里郡教育会編『新会村郷土誌』。
  - 57) 『庚寅明治二十三年 給取日雇覚帳 第一月吉日』(正田家文書)。正田家の労賃, 雇傭労働力の存在形態など詳しくは別稿において明らかにしたい。
  - 58) 『明治四拾老年 給取日雇覚帳 第壹月吉祥日』(正田家文書)。
  - 59) 『大正五年壹月吉日 給取日雇覚帳 正田国太郎』(正田家文書)。
  - 60) 1900年代以降の新会村農業構造については, 前掲拙稿「明治期における養蚕業の展開と養蚕技術の改善」42頁以降参照のこと。
  - 61) 正田家の藍業経営に就いては, 別稿を予定している。
  - 62) 明治26年『麦申告書』(連合共進会事務所宛写シ)。収益金は, 同書の「一

反歩二対スル損益、費用金10円14銭、收穫金14円82銭、差引4円68銭益」より算出。

- 63) 『乙未明治廿八年 金銀出入覚帳 第一月吉日』(正田家文書)。
- 64) 『第四回内国勸業博覧会出品臺帳』埼玉県立文書館所蔵文書, 明1527-3。
- 65) 正田家以外に新会村から第4回内国勸業博覧会へ出品した人数は21名(出品取消者を含めると29名)に達し, 出品種類は大麦(ゴールデンメロン, 徳用裸, 青備前), 小麦(白沢, 赤タケ〇), 裸麦(徳用), 大豆(白花毛, 白裸), 粟, 藍葉, 蕎麦(銀白, 白玉, 赤引・赤質), 蚕種(純白, 白綾)である。出品総数30点のうち, 大麦を中心に麦類で4割, これに大豆, 粟を加えると6割を占め, 食料中心の普通農産物の出品が大半であった。蕎麦の出品は, 僅かに4点にすぎない。これに対し, 明治23年第3回内国勸業博覧会への新会村出品者は23名で, 今回と略同数であるが, 出品点数(28点)の半分が蕎麦であった。
- 66) 『戊戌明治三十一年 金銀出入覚帳 第一月吉日』(正田家文書)。
- 67) 『己亥明治三十二年 金銀出入覚帳 第一月吉祥日』(正田家文書)。
- 68) 『庚子明治三十三年 金銀出入覚帳 第一月吉祥日』(正田家文書)。
- 69) 奥山藤三郎を編輯人とする明治9年創立の学農社(東京麻布区本村町217番地)発行の『農業雑誌』の売捌所は, 北海道, 東北, 関東, 中部, 北陸, 近畿, 中国, 四国, 九州地方にあり, 全国的な販売網を展開していた。埼玉県内の売捌所は, 浦和町, 桶川町, 熊谷町, 深谷町, 本庄町, 児玉町, 大宮郷にある。『農業雑誌』は, 毎月3回・毎5の日(5日, 15日, 25日)を発行定日とし, 1冊「正価金5銭, 郵税五厘」であった。同誌は, 論説, 雑報, 官報, 寄書, 問答, 広告等を掲載する。
- 70) 石井寛治氏は, 電信・電話などの通信手段を駆使して, 横浜生糸市況や蕎麦産地の情報を入手し, 製糸業経営に有利に利用する製糸家と養蚕農民との間の情報ギャップは, 第1次世界大戦以前にはきわめて大きかったと主張する(石井寛治『情報・通信の社会史』有斐閣, 1994年, 113~120頁)が, 養蚕農民の情報入手手段・経路について, 通信手段以外の情報媒体を考慮に入れる必要があろう。
- 71) 『横浜市史』資料編7, 横浜市, 1970年, 144~145頁, 230頁。
- 72) 『横浜市史』第4巻上, 横浜市, 1965年, 72頁。
- 73) 『丙申明治廿九年 金銀出入覚帳 第一月吉日』(正田家文書)。
- 74) 前掲『横浜市史』資料編7, 136~137頁。

- 75) 『横浜市史』資料編2 (増訂版), 統計編, 横浜市, 1980年, 16頁参照。
- 76) 前掲石井寛治『日本蚕糸業史分析』413頁。以下埼玉県における製糸家の繭価引下げ手段の行使の効果については, 同書414~417頁参照のこと。
- 77) すでに明治30年に「就中上武地方の原料ハ其糸量の非常に減したる為め買入れ当時の計算に比して更に意外に高価となり多少の利益を見ざるのみならず尚生産費を償ふ能ハさるもの往々にして此れあり」との指摘がある(前掲『横浜市史』資料編7, 222~223頁, 原資料は『明治三十年横浜市生糸貿易概況』横浜生糸売込問屋原商店)。
- 78) 埼玉県の組合製糸については, 埼玉県の三大組合製糸の1つ, 改伸社が明治26年に秩父郡岡神村の製糸業者を中心に結成され, 同年度内に41ヶ所の揚返場と104製糸業者を傘下に収める。同社は, 明治38年までに119揚返組合・9,174釜に達する。群馬県南3社のうち, 碓氷社が明治32年に大里郡藤沢村に1組合を設けたことを皮切りにして, 同41年までに大里郡下9揚返組合・1,845釜が加入する。明治37年頃からは児玉郡にも進出し, 同41年までに4組合・533釜を獲得する。明治35年から改伸社の本拠地秩父郡に進出を開始し, 6組合・920釜を獲得して急速に勢力を拡大していく。甘楽社は明治32年より児玉郡を中心に進出し, 同34年頃から秩父郡に進出を開始する。明治38年には早くも同社所属の揚返組合は14組合・1,085釜に, 同44年に至り揚返組合24組合・4,277釜に達する(平野 綏『近代養蚕業の発展と組合製糸』東京大学出版会, 1990年, 120~124頁)。
- 79) 明治28年3月に大里郡長井村にハッ口養蚕部落組合, 明治39年1月に大里郡岡部村に岡養蚕部落組合が設立されるなど, 大正7年までに埼玉県の養蚕組合は, 520組合, 組合員数18,160人を数えるに至る。
- 80) 『埼玉県誌』下巻, 埼玉県, 1912年, 271~272頁。
- 81) 同上, 272頁。
- 82) 同上。
- 83) 『乙未明治廿八年 金銀出入覚帳 第一月吉祥日』(正田家文書), 『丙申明治廿九年 金銀出入覚帳 第一月吉日』(正田家文書)。正田家は, 明治28年12月5日に「信州蚕種屋」に「風穴種拾枚」の「手付金1円」を渡し, 翌29年7月11日に残金7円を支払う。
- 84) 正田家の春蚕出殻繭売却は, 明治28年1貫目(代金1円10銭), 明治30年50銭(数量不明)である。正田家では, 明治29年6月20日に「種紙」15枚(代金67銭-粗紙他共)を購入しており, 前年6月16日に買入れた「種紙」

10枚（代金15銭）を上回る。上記「種紙」は、値段と購入日から蚕卵台紙と考えてよいであろう。

- 85) 明治30年春蚕掃立高が正田家手作種を中心にして多量であったことは、掃立紙の量でも確認できる。明治30年5月7日購入の掃立紙20枚（代金30銭—マッチ共）、32年4月27日同10枚（代金14銭）、38年5月8日同15枚（代金21銭）である。明治30年の掃立紙購入量は、翌々年の2倍であった。
- 86) 正田家は、明治30年10月21日に16貫70目（代金131円50銭）を村内の糸繭商・荒木助助へ売渡す。この品が生糸であるとすれば、1貫当り8円弱となり、余りにも安すぎることから、乾繭と考える方が妥当であろう。
- 87) その他には出殻繭（代金50銭）、ホクソ（代金27銭）がある。
- 88) 鈴木三郎『乾燥論』明文堂、1938年、253頁。長岡哲三編『絹物読本』日本中央蚕糸会、1938年、18頁。
- 89) 「利陽社工場」は、明治38年『埼玉県統計書』の「生糸工場ノ一」にその「所在地」、「創業年月」、「原動力」、「機関数」、「馬力」、「使役人員」、「年間執業日数」、「一日間就業時間」の揭示をみるが、「採糸釜数」、「工女数」（「繰糸」、「揚返」）、「一ケ年繭使用高」、「一ケ年生糸製造高」、「同上価格」、「一ケ年屑物出来高」、「生糸一貫目製造費」を記載する「生糸工場ノ二」には存在しないことから、利陽社は「持寄製糸」と考えられる。
- 90) 明治38年『埼玉県統計書』第3巻（勸業）、162頁。以下、同資料による。
- 91) 『壬寅明治三拾五年 金銀出入覚帳 第壹月吉祥日』（正田家文書）。
- 92) 明治38年『（表紙欠）金銀出入覚帳』（正田家文書）。
- 93) 正田家では、明治35年に次いで利陽社株金を払い込んだ年の明治38年6月21日に深谷にて「ザクリニツ」＝座繰器2台（鋏2丁、鍋その他共合せて代金5円60銭）を購入しており、正田家個人は「持寄製糸」＝利陽社への生糸供出を本格化する準備を物理的に整えていたものと推測しうる。
- 94) 渋谷治太郎は、八基村会議員、埼玉県会議員のほか西武蚕業改良組合専務理事、西武社理事組合長、埼玉県養蚕組合連合会副会長、全国養蚕組合連合会理事、帝国養蚕組合理事などを歴任する（関根久蔵編『埼玉県蚕糸業史』埼玉県蚕糸協会、1960年、1,360頁）。
- 95) 吉岡重三編『八基村誌』八基村誌刊行会、1962年、87～88頁。
- 96) 明治45年1月9日「産業功労者具申」埼玉県立文書館所蔵文書。河田伊平は、新会村農会長、有限責任新会信用購買組合・組合長をつとめるほか、新会村議会議員、新会村収入役・助役を歴任する。

- 97) 塚越艶松編『藤沢村誌』藤沢公民館, 1961年, 321頁。
- 98) 1890年代末に山梨県東山梨郡の製糸場のほぼ3分の2が廃業し(前掲石井寛治『日本蚕糸業史分析』139頁), 長野県においては諏訪郡の中小製糸場の多くが破滅する(山口和雄編著『日本産業金融史研究』製糸金融篇, 東京大学出版会, 1966年, 160・162・185頁)。
- 99) 葉山楨作「20世紀初頭における大規模製糸場の成立条件(Ⅰ)」(『社会科学論集』第27・28号, 1971年)参照。以下の埼玉県製糸業についての叙述は同論稿による。信州製糸家の県外進出は, 日清戦後10年間に埼玉県に10工場, 群馬県に3工場, 神奈川県に1工場, 宮城県に1工場であり, 埼玉県に集中している(江口善次・日高八十七編『信濃蚕糸業史』大日本蚕糸会信濃支会, 1937年, 792頁)。
- 100) 「優等糸」製糸家として全国的に著名であった三重県室山製糸場の伊藤小左衛門が明治18年以前から武州深谷辺より繭を購入していることを聞き知るに及んで, 開明社社長組を先頭として諏訪製糸家が関東繭の購入を行うようになったといわれている(『平野村誌』下巻, 復刻版, 岡谷市役所, 1984年, 454頁)。
- 101) 『岡谷市史』中巻, 岡谷市役所, 1976年, 493頁。
- 102) 前掲山口和雄編著『日本産業金融史研究』製糸金融篇, 299~306頁。
- 103) これらの購繭活動については, 永瀬順弘「日本『産業革命期』の繭市場について」(『経済と経済学』第28号, 1970年)107頁。『横浜市史』第4巻上, 横浜市, 1965年, 98頁。石井寛治「座繰製糸の発展過程」(『社会経済史学』第28巻第6号, 1963年)29~51頁参照のこと。
- 104) 前掲永瀬順弘「日本『産業革命期』の繭市場について」54~55頁・第34表参照。
- 105) 石井寛治「繭・生糸の流通」(古島敏雄・安藤良雄編『流通史Ⅱ』山川出版社, 1975年)93頁。
- 106) 『明治参拾四年 養蚕日誌 第四月吉日 正田氏』(正田家文書)。正田家は, 荒木八郎次と同年5月に村内世話人・ハッ田某を仲介にして大口桑取引(代金47円)一大凡桑畑1反5畝歩相当一を行い, 荒木八郎次より代金の一部として蚕種5枚(5円相当)を受取る。これ以後正田家は, 荒木八郎次より蚕種購入が数年間続く。
- 107) 同勸業博覧会への新会村出品者は, 大字新戒の石川浅次郎(白繭-銀白), 松本壽太郎(繭-白玉), 松本繁次郎(繭-赤引), 荒木彦八郎(蚕種-純白

- ・白綾), 大字成塚の河田元次郎(繭-赤質)である。上記松本濤太郎, 河田元次郎は, 明治23年第3回内国勸業博覧会へも出品していた篤農家である。
- 108) 前掲関根久蔵編『埼玉県蚕糸業史』1,000頁。
  - 109) 明治39年5月1日「履歴書(荒木八郎次)」埼玉県立文書館所蔵文書。
  - 110) 新井友吉編『大日本蚕業家名鑑』正編(扶桑社, 1913年)の「蚕種家名鑑」55頁に蚕種製造者・町田惣五郎の名前がみられる。
  - 111) 『明治参拾七年 養蚕日誌 第四月吉日』(正田家文書)。
  - 112) 小林薫二「繭質の悪くなった原因」(『大日本蚕糸会報』第201号, 1909年)24頁。松下憲三朗「優等糸製糸家の猛省を促がす」(『大日本蚕糸会報』第300号, 1917年)64頁。
  - 113) 水野辰五郎『蚕繭論』明文堂, 1931年, 259頁。
  - 114) 『新編埼玉県史』資料編23, 埼玉県, 1982年, 246頁。出典は, 『埼玉新報』明治40年2月7日である。
  - 115) 埼玉県においては, 夏・秋蚕飼育の普及は遅れ, 明治30年代前半において夏・秋蚕揃立割合は25~30%にすぎない。少なくとも埼玉県における桑園荒廃は, 外部要因に依るところが大きいといえよう。
  - 116) 佐藤崎次「繭解舒の良否と其の真価」(『大日本蚕糸会報』387号, 1924年)10頁。
  - 117) 『戊戌明治三十一年 金銀出入覚帳 第一月吉日』(正田家文書)。
  - 118) 『辛亥明治三拾四年 金銀出入覚帳 第壹月吉祥日』(正田家文書)。
  - 119) 『丙申明治廿九年 金銀出入覚帳 第一月吉日』(正田家文書)。『己亥明治三十二年 金銀出入覚帳 第一月吉祥日』(正田家文書)。
  - 120) 明治34年売却の春蚕生繭19貫目, 秋蚕繭23貫900目及び玉繭2升, それに斜子6疋・玉斜子1反, 太織2疋, 屑繭・ホクソ, 自家用製織分を含む繭換算総量。以下産繭量は, 売却した繭, 生糸, 絹織物等の合計繭換算量。
  - 121) 『神武天皇即位紀元二千五百五拾三季 非常災害珍事記録簿 時キ今上天皇ノ御代 明治廿六年』(正田家文書)。
  - 122) 両年はまた, 繭及び斜子売却代金の一部としてそれぞれ乾繭400目(5円相当), 生糸250目(9円相当)などを受取る。
  - 123) 明治33年は, この外に12月30日青白繭(代金1円20銭-数量不明)を購入する。
  - 124) 明治34年に先の繭7貫目と生糸220目を斜子3疋製造に使用若しくは自家用絹織物として用いたとすれば, 同年の正田家の産繭量は60貫目弱となる。

- 125) 正田家は、明治28年玉繭（推定1斗5升8合）代金2円5銭5厘，絹糸6目（代金21銭），同29年玉繭3斗（代金6円60銭），同31年生糸80目（代金2円60銭），同35年生糸40目（代金1円82銭），大正4年生糸76文目（代金2円55銭）等を購入する。この購入先には，村内糸繭商のほか正田家小作人・倉上某，正田某，田部井某を含む。
- 126) 前掲『非常災害珍事記録簿』（正田家文書）。
- 127) 同上。以下の引用は，同史料による。
- 128) 各年横浜「生糸月別入荷表」（『横浜市史』資料編7，8，横浜市，1970年，1972年，所収）参照。
- 129) 正田家の秋蚕飼育は略7月末から8月にかけて行われ，この繭売却は略8月下旬乃至9月上旬に行われていることから，秋蚕繭売却は生繭のまま売渡していたと推断できる。
- 130) 農林省蚕糸局編『蚕糸業要覧』1937年1月，44頁参照。
- 131) 『非常災害珍事記録簿』（正田家文書）には，明治23～43年までの20年間に亘り風水害，霜害，旱魃などに伴う作物の被害状況等についても簡潔に記述している。但し，明治24，29，32，33，40，41，42年については記録が全くない。以下の引用は，同史料による。
- 132) 諏訪郡製糸家の開業日協定は明治24年より始まり，諏訪郡製糸家による同盟罷買の実施については，牛山才治郎が『日本之製糸業』（明治26年）の中で指摘する。埼玉県において明治30年に大規模な同盟罷買が行われたことが知られている（前掲石井寛治『日本蚕糸業史分析』414～415頁）。
- 133) 明治38年『埼玉県統計書』58頁の「明治三十八年春蚕収繭高及総価額」の「備考」欄の記述。
- 134) 『庚子明治三十三年 金銀出入覚帳 第一月吉日』（正田家文書）。
- 135) 明治38年『（表紙欠）金銀出入覚帳』（正田家文書）。
- 136) 明治17～39年に「年給」（中男）は約2倍，「月給」（6月）が2倍強の上昇をみる（「明治一七年横瀬村等七ヶ村連合令次第」『八基村誌』105頁，「明治三拾九年 給取日雇覚帳 第壹月吉日」正田家文書）。
- 137) 『庚寅明治二十三年 給取日雇覚帳 第一月吉日』（正田家文書），『明治23年『（表紙欠）年給辰五郎日誌簿』（正田家文書）。明治24年『（表紙欠）給取日雇覚帳』（正田家文書），『明治廿四年 年給辰五郎日誌簿 第二月日』（正田家文書）。
- 138) 『明治三拾九年 給取日雇覚帳 第壹月吉日』（正田家文書）。

- 139) 田島栄吉は、明治15年深谷駅において結成の糸繭商結社・繭盛商社（資本金1,500円）の創立メンバーの1人である。なお、上記5名の中には、繭仲買商を含むことも考えられる。
- 140) 『復刻埼玉県営業便覧』（埼玉新聞社出版局、1977年）「深谷町」45頁。
- 141) 前掲永瀬順弘「日本『産業革命期』の繭市場について」54～55頁・第34表。
- 142) 『本庄市史』通史編Ⅲ，本庄市，1995年，377頁。
- 143) 前掲『復刻埼玉県営業便覧』「本庄町」10頁。
- 144) 前掲『本庄市史』通史編Ⅲ，332頁。
- 145) 繭の乾燥には、大別して殺蛹、中乾（半乾）、本乾に分かれ、殺蛹が生繭量の「70～80%内外まで」、中乾が「60～70%内外より40%内外」、本乾が「33%内外」である（前掲鈴木三郎『乾燥論』252～253頁参照）。関東地方では、収繭時期から春蚕仕入は、大体6月中に取引を行わなければならなかった（前掲山口和雄編著『日本産業金融史研究』製糸金融篇，243頁）。本稿でも、上簇時期からみて7月中（春蚕繭）の販売の場合、殺蛹乾燥とみなして生繭量の2割5分減少として、産繭計算した。一般に生繭は、春蚕繭では蚕の上簇後9～10日目には壻蛆が出現し、17～20日目頃に発蛾する。このため、上簇後7日目以後なるべく速い時期に殺蛹するのが適当であった（青木清ほか『蚕糸技術事典』アヅミ書房，1962年，239頁）。正田家の7月中の産繭＝乾繭販売の中で、明治33年が最も早く、7月4日に売却していた。正田家は、同年6月12日に「上祝小買物」1円を支出し、6月17日に村内高島の製種家・村岡忠太郎に「(蚕)種四枚分」1円30銭を支払っていたことから、この場合も乾繭販売とみて間違いなideあろう。
- 146) 明治32年に熊谷市場における繭集散量は、生繭12～20万貫、乾繭16～24千貫であった。（前掲永瀬順弘「日本『産業革命期』の繭市場について」54～55頁・第34表。
- 147) 正田家は、7月8日に30円、7月23日10円、8月5日に50円、10月19日に4円、10月23日に16円、10月30日に5円（但し、繭400目）を分割受領する。
- 148) 飯島忠太郎は、新会村議会議員（明治22年4月25日～同25年4月25日）、高島小学校の保護役・学務委員などを歴任する。
- 149) この框製20枚は、同年5月に増田賢二に代金後払いにて譲り渡した木炭10俵（代金12円75銭）との代金相殺である。

- 150) 吉岡平三郎（明治2年12月1日生）の製種経営規模は、大正元年に「蚕室数及面積」が3室、151坪5合、「蚕具ノ種類及数」が蚕架外に39種8,997件、「桑園反別」が1町9反7畝15歩、「右収葉量」が春2,992貫、秋850貫、「掃立蠶量概定数」が春55匁、秋20匁、「製造額概定額」が春（普通蚕種500枚、特別蚕種300枚・8,400蛾）、秋（特別蚕種1,500枚・42,000蛾）である（大正元年8月1日「免許願記載事項変更届・吉岡平三郎」埼玉県立文書館所蔵文書、大151-2）。同氏また、埼玉県刀水蚕種業組合（中瀬村）総代人、大里郡蚕種同業組合の第1部副部長兼巡回員、八基村議会議員（大正2年8月23日～大正14年8月21日）を歴任する有力製種家、地方名望家である。
- 151) 飯塚金太郎と吉岡平三郎は共に、堀江 異編『帝国蚕業大鑑』大正9年版（東洋蚕益社、大正9年）の443頁と464頁に蚕種製造業者としてその名を記す。
- 152) 繭代金の精算はこの後に追加（又は返金）がないことから、この48円が最終的な繭価であったようである。
- 153) 富岡製糸場誌編さん委員会編『富岡製糸場誌（上）』富岡市教育委員会、1977年、1,013～1,014頁。
- 154) 同上、1,014～1,015頁。川田兵治は、埼玉県における秋蚕種、交雑種飼育の先駆者の1人である。
- 155) 梅沢啓太郎は、大里製糸場の購繭員と思われる。
- 156) 正田家が、大正2年9月2日に後述の丸岡・正田（健）・木村に秋蚕繭14貫170目（代金56円68銭）を売却した際に、「惣計内壱円引約」と記していることから、この3名が「乗合」であったことは明らかであろう。
- 157) 正田家は、岡野盛弥へ大正3年6月8、9日に「壱匁ニ付五〇相場」で春蚕生繭合せて92貫730目（代金463円65銭）を売却した際、繭代金の中から「内金五円手数料ニ引」、「差引正金四百五拾八円六拾五銭」と記している。正田家は、この繭代金の一部若しくは全額を6月25日に入手する。繭売却代金の約1%を受取る岡野は、繭価の高騰したこの年に仲立業務を営んでいた可能性がある。
- 158) 正田家は、明治30年から明戸村新井橋の岡野喜作より玄米、南京米を買入れ、同人へ小麦、大豆、小豆などを売渡している。岡野喜作が岡野盛弥の父であるとすれば、岡野家との取引はさらに遡ることになる。
- 159) 小資本の零細繭商人による「乗合」購繭について、当時次のような記述がある。即ち「何処も同じく目下蚕業が非常に発達大養蚕家になると生繭百

貫二百貫三百貫目位は収繭ある家もある、一貫目代金四円の相場の際には二百貫八百円である、小資本では仲々一人で買う事が出来ぬ、其処で四五人集まって一組になり大養蚕家へ這入るのである」(花舟生「繭商人と養蚕家(上)」24頁『蚕業之燈』大日本蚕業研究会会報、第65号、明治35年4月25日)。

- 160) 大久保佐一「外国種及交雑種に関する実績」(『大日本蚕糸会報』第275号、1914年12月) 68頁。
- 161) 『大正二年 金銀出入萬覚帳 第壹月一日』(正田家文書)。
- 162) 『大正五年 春蚕養蚕日誌 正田氏』(正田家文書)。
- 163) 『大正五丙辰年 金銀出入覚帳 第壹月吉日』(正田家文書)。このほかに、町田六三郎へは2月1日に「深谷込車ちん」40銭、6月5日に1円「舟場ちん支払」う。翌大正6年にも町田六三郎の養蚕指導を受け、6月4日に同人へ1円「舟場ちん支払」い、6月8日に「美九里村字本郷町田六三郎へ御礼」として20円を支出する(『大正六丁巳年壹月吉日 金銀出入覚帳 正田氏』正田家文書)。
- 164) 前掲関根久蔵編『埼玉県蚕糸業史』1, 023頁。
- 165) 『丁酉明治三拾年 金銀出入覚帳 第一月吉祥日』(正田家文書)、『辛丑明治三拾四年 金銀出入覚帳 第壹月吉祥日』(正田家文書)によれば、正田家は、月日は不明だが明治30年に久保田より40円を借り受け、同年11月5日に43円5銭(内利子3円5銭)を返済する。また明治31年1月18日に10円を借用し、5ヶ月後の同年6月20日に返却する。明治34年に20円を借り、同年7月22日に返済する。
- 166) 『明治参拾六年 金銀出入覚帳 第壹月吉日』(正田家文書)。
- 167) 正田家は、糸挽賃として明治30年12月14日に「玉糸、のし糸手間代」60銭、同31年11月9日に木村トク「糸引手間代」50銭をそれぞれ各1名に支出している。この糸挽賃支払い日(=製糸引渡し日)と各年の生糸、熨斗糸の売却日とは大分ずれがあることから、両年の蚕糸は絹織物用原糸に用いられたものと推測される。
- 168) 正田家は、倉上作次郎に明治31年6月4日に1円50銭を時貸し、同年10月7日に入金(「利子十二銭五厘」)する。また明治32年2月22日に2円を時貸し、同年5月22日に入金(「利子十二銭」)する。その他同人には明治25年に牛房を売渡し、明治31年に「流失見舞」として30銭を支出する(各年『金銀出入覚帳』正田家文書)。

- 169) 倉上は、明治34年6月6日に正田家より桑畑「5畝歩」(上桑代金20円)を購入し、同月25日に代金を支払う(『明治参拾四年 養蚕日誌 第四月吉日 正田氏』正田家文書)。
- 170) 倉上フサが倉上作次郎の妻(又は娘、祖母)であるとするれば、正田家は明治32、34年にそれぞれ30銭(100目)、53銭8厘を同人へ支払っていたことから、明治32年より略連年倉上家に真綿質掛に出していたことになる。